HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	永井柳太郎論（２・完）　ー政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程ー
Author(s)	朴, 羊信
Citation	北大法学論集, 43(5), 153-195
Issue Date	1993-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15498
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(5)_p153-195.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

永井柳太郎論（二・完）

――政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程――

朴　羊信

目　次

はじめに
第一章「社会問題」と「植民問題」――思考の原点
第二章　一九二〇年代
一、第一次世界大戦後をめざして
二、社会政策と普選論、議会改革論
三、「日支提携」
第三章　一九三〇年代

（以上四三巻四号）

一、大恐慌と満州事変に際して
二、国家統制経済と「国家主義大衆党」
三、東亜経済ブロックの建設
むすび

（以上本号）

三、「日支提携」

日本人移民への排斥をきっかけとした永井の白人種、なかんずく英米への反感がベルサイユ講和会議を経ながら頂点に達していたことはすでに触れた。しかし、ワシントン体制の成立により一応アジアにおける列強間の協調システムができたが故に、永井の英米への露骨な敵対意識は潜在化するが、その代わりに英米への対抗上中国との提携の強化に関心を集中していく。そこで、この節では「日支提携」論を中心にして二〇年代における永井の外交論をまとめたいと思う。

まず、永井の日中関係についての基本的な認識をおさえておこう。永井は「日本人と支那人とは啻に同文同種なるのみではなく、又地理的にも一衣帯水を隔つるのみにて、其経済的関係の密接なる事も他国の比ではない」[1]と、一応同時代における最も典型的な見解を取っていた。ただ、永井は植民問題を考える際と同様、非常に経済的な側面に重点をおいて日中関係を考えていたと思われる[2]。たとえば、日中の関係をドイツとオーストリアの関係になぞらえる永井は、「諺に曰く『唇破れて歯寒し』と。日本の支那に対する又正に如斯く、支那が列強より圧迫を受くるに際し、日本が何れの国よりも熱心に其平和の維持に努力するは、啻に感情的に一片親愛の念を有するのみでなく、又経済的に必要の痛切なるものあるがためである」[3]と説くのである。

その日中両国間の経済の「歯唇」関係は日本に原料が欠乏している事実に決定的に支えられていた。「吾国は平時及戦時の製造業に必要なる原料を生産すること能はず、之が確実なる供給を享くること能はずんば其生存権を確立すること容易ではない」[4]と考えた永井は、だから「日本は其生存権を確立するた

めに支那の領土を確実に保全すると共に、其富源の開発を他国に壟断せられざる様力むる」ことが絶対的に必要であると力説している。[5]このように日中の経済的緊密化は日本にとって「生存権」の確立であり、それ故に日中関係は他国とは峻別されるべき特殊な関係にあるということである。

第一次世界大戦が進み、前述した通り戦後の世界が白人種の支配であるのに変化がないだろうという展望が得られてから、永井の日中提携の必要性への認識は一層高まってくる。殊に戦後について「兎に角交戦国が戦後に於て排他的関税を課する傾向を生ずるに至るべきは疑ひを容れない。そこで今日味方として、共同しつつある交戦各国民と雖も、恐らくは戦後に於ては中立国の市場を争奪するがため激烈なる経済的競争を試むべきは避く能はざる所であろう」、またその中立国の市場として最も有力なのが中国であると予想された時はなおさら両国の産業を緊密に連結することが強調されたのである。[6]

大戦後、しばらく永井は国際連盟についてコメントしている。国際連盟の目的を戦争の予防と、強者に対する政治的経済的弱者の生命及び自由の擁護にあると規定した[7]彼は、その目的の達成のために要請されることとして、国際裁判の権威の確立のために加盟国の主権を制限すること、「世界的民本主義」もしくは「国際的機会均等主義」をその根本思想とすること、そして加盟諸国に同一な決定権を与えることなどをあげている。[8]それとともに、彼は国際関係においての正義観念を強調しているが、それは大戦後のベルサイユ体制、国際連盟に対して寄せられた彼の期待のほどを示すものであったろう。しかし、永井は早くもアメリカの未加盟、加盟国の少ないこと、そして国際仲裁裁判の権限の微弱などの限界を見つめ、国際連盟に失望していく。[9]

また、永井のワシントン会議についての評価はどちらかというと批判的であった。彼はワシントン会議の成果について、世界平和への多少の貢献は認めるが、永久な世界平和の保証にはつながらないと評価した。なぜならば「軍備の存在は必しも戦争の原因ではない。同様に軍備の縮小は必しも永遠に亘る世界平和の保証とはならぬ。何となれば戦争の主要なる原因は常に国際間に於ける経済的衝突であつて、軍備も亦専ら之がために必要とせらるる」からである。[10]すでに国際間関係の合理化を害する要因は宗教的、人種的反感よりも「排他的経済主義の観念」、すなわち「国家的利益の追求と云ふが如き経済的動機」にあると喝破していた[11]永井は、ワシントン会議も一見軍備制限に目的があるように見えるけれども、その裏面では「極東、殊に支那に於ける各関係列強の富源開発及び販路拡張に対する大暗

闘」が起こっていたと指摘する。[12] そのような見方には同会議において山東の返還が決まったことが大きく作用したと思われるが、[13] その永井の批判的なワシントン会議観は憲政会のそれを投影するものでもあった。一九一五年の対中国二十一ヵ条の要求を推し進めた加藤外交を支持した同志会を前身としている憲政会は、その後も対中強硬論を堅持して、ワシントン会議において山東還付が決定されると、二十一ヵ条約の全面擁護の立場から激しく反発したのである。[14] 永井はその上さらに米国の中国への進出に対して強い懸念を表し、米国が依然として「経済的帝国主義の旧思想より脱し得ない事は世界の一大不安」であると警戒の念を隠さなかった。[15]

一方、第四十六議会において永井は外交に関する攻撃演説に乗り出した。その演説の論旨は今までの対英米従属外交から「自主独立」の外交への転換を促すものであった。最初、再び講和会議における日本代表の無能ぶりへの反芻が試みられた後、「今日の如く列強に対しては其一顰一笑に依つて方針を変更し、支那に対しては当然譲歩すべき事も容易に譲歩せず、両国間の円満なる協定に依つて為すべき事も容易に之を為さないと云ふやうな表裏ある外交方針」によっては真の日中関係は期待できないという批判が行なわれた。[16] また、当時懸案となっていた中国財政の共同管理問題を取り上げては、「若し一度過つて支那が列国の共同管理の下に立つやうになれば、即ち亜細亜は事実に於て第二の巴爾幹たる危険に陥るのみならず、其結果は日本自身の安危にも重大なる影響を及ぼすのであるから、日本は対支那外交に対しては、日本独特の見地に立つて、日支両国の共存共栄の為に努めなければならない」[17]と、自主独立外交を主張した。彼にはこの「列強の一顰一笑」によって外交方針を決定する姿勢こそが「今日の日本をして世界に於ける孤立の地位に陥れた重大原因」[18]と見えたのである。

永井は一九二四年護憲三派内閣に外務参与官として任用されて以来、二〇年代後半を幣原外相の在職時期と一致して外務参与官、政務次官をつとめる。周知の通り、対英米協調＝中国内政不干渉を特徴とする幣原外交は憲政会・民政党の支持に支えられていた。根本において対英米敵対的な永井と対英米協調的な幣原との間には不協和音を引き起こす余地は十分あったものの、中国内政不干渉の方針は永井の最も望ましいと思う点であったし、また第一次幣原外交は外務省内部の「英米協調」派と「日中提携」派の内、後者の主張が主に実現されていたこともあって、永井は幣原外交を全面擁護していた。[19]

二〇年代後半、永井の外交論は大体幣原外交の擁護と、田中

外交への批判が主をなしている。では、対中外交への批評を中心にして永井の「日支提携」論の展開を追うことにしよう。

永井は、世界大戦後の世界は秘密外交から公開外交へ、官僚外交から国民外交へ移り変わりつつあると認識し、国民外交に努めることを促す。講和会議において官僚外交の弊害を痛感した彼にとって国民外交への転換は最も急ぐべきことであった。彼は大衆に向けて「外交は諸君の日常生活の反映でなければならず。諸君も亦諸君の日常生活の要求に応じ外交の方針を決定するやう政府の外交を監督し、監督して若し其意に反すれば、之が交迭を期すると云ふやうに、民衆自ら外交を指導することが即ち民衆の権利」[20]と述べ、国民の利益に根づく外交、又国民の外交への監視を促す一方、党向けの文章の中でも「外交と生活とは二にして一、一にして二なる相関体」であり、「一国の外交は国民生活の反映でなければならない」と国民外交を強調した[21]。

このような自主外交、国民外交の要請を充たしたのが他ならぬ幣原外交の特徴であり成果であった。永井は「自由主義を以て一貫」し、「自主外交」「国民外交」を目指しているのが幣原外交の特色であると指摘し、殊に「支那内争不干渉」「関税自主権の容認」など対中関係の一新を成し遂げたことを高く評価した[22]。幣原外相個人については「単なる外交技術家でなく、自己の属する時代の要求を理解したる政治家的外交家」[23]と論評した。

ところで、生活と直結した外交の主張はいきおい経済に重点をおく外交を要請しないではいられない。彼は対外強硬論に対して、日本が一挙に周囲の各国を敵に回すと、日本は生活必需品の欠乏により崩壊すると指摘し、「日本は政治上の独立国だが経済上は独立の能力を持たぬ」と日本の置かれた状況を喚起させた[24]。その上、英米の脅威を再び指摘し、「太平洋方面より何時起り来るやも知れざる圧迫に対抗して日本の独立と産業の発展とを維持するには勢ひ我背後における亜細亜大陸と提携し諸々の生活必需品の供給を確実にし得る方法を講ずることが急務中の急務」[25]であると、中国との提携の重要性を再三強調する。このように日中の提携は日本の経済的独立に不可欠なことであるだけ、もしも中国側から日本の利益に反する行動に出るなら、その提携論は有効性を失わざるを得ない。そうした事態がやがて二〇年代半ば頃からふたたび高揚してきた中国における民族主義運動の拡大によって訪れるようになる。

永井は中国の民族主義運動に関して一定の理解を示していた。彼は一九二三年中国を旅行した時、中国における民族主義

運動の現場を目の当たりにして次のような所感を語っている。

「この支那人の間に勃然として起つて来ました中国は中国人の中国たれと云ふ大精神を理解致しまして、啻に支那今日の政府当局者だけでなく、支那の民衆全体と提携して日支共存の計画を樹てないと云ふ事に総て今日の日本の対支那外交の根本の失敗があるのでありまして、仮令督軍等と親密な関係を結びましても、支那の民衆全体と親密な関係を結んで置かないならばこの民衆の改革運動が成功した場合には、日本の支那に於ける勢力はその根底から崩壊せざるを得ない事を恐るるのであります。」(26)

その後も、中国の排外運動は「支那人の中に発生しつつある独立自主の大精神」と「其独立自主の大精神を無視したる諸外国の横暴に対する反感」の二点にその原因があると(27)分析し、日本の対中外交は「此独立自主の大精神に基く新支那建設の機運を理解し、其大勢に乗じて支那の民衆其者と、晴天白日の下、公明正大に、日支両国共存の大策を講ずる」(28)べきだと訴えた。

このような永井の中国ナショナリズムへの共感は、客観的には中国ナショナリズムの攻撃対象が排日から次第に排英へと移っていたことと、当時日本は中国本土に大した利害関係をもっていなかった点によるものと思われるが、他方においては彼自身ポピュリストとして特権階級の排除、民衆の生活不安の解消をその政治信念としてきただけ、格別な心情的同情があったと見ておかしくないだろう。そのような立場から幣原の内政不干渉の対支外交方針を評価していた永井は当然田中外交に批判せずにはいられなかった。

田中内閣成立早々の議会において永井は、田中首相が政友会の宣言書の中で「支那に於ける共産党の活動に対しては無関心なること能はず、或は之に対して適宜の手段に出づるであろう」と声明したことを取り上げ、日本の既得権が侵害された際には断固たる措置を取るのが当然であるが、田中外交はそうではなく、「自ら明に支那の清掃に没頭し、彼の華盛頓会議以来、列国が遵守し来つた支那主権尊重の原則を自ら蹂躙せんとする」ものであると追及した。(29)この発言の中で、日本の既得権が侵害された際には断固な措置を取るのが当然といったことに注目しておきたい。つまり、彼の「日支提携」は日本の既得権が侵害されない限りのことであったのである。

田中内閣時行なわれた第一次山東出兵について永井は「軍隊を以て支那を圧迫することは大なる時代錯誤」(30)と激しく非難し、再び日本にとって中国の占める経済的重要性を強調した。その後も、済南事件、張作霖爆殺事件へと、相次いで起こる中国に

おける軍事衝突について永井は議会でその真相と責任を次々と追及していく。その一方、経済関係の面において、満蒙における既得利権のみならず中国本土に対しても両国の経済関係を一層密接にする必要性が訴えられているが[31]、それは当時中国本土への経済進出をめざしていた実業界を憲政会・民政党が主要な支持団体としていたことと無関係ではないだろう[32]。

経済関係を基軸とする「日支提携」を主張する永井の立場に亀裂をもたらすきっかけとなったのは一九二八年七月十九日、中国の南京政府から突然伝わった「日華通商条約」を破棄し、「臨時弁法」を実施するとの通告であったと見られる。それは中国政府から一九二六年十月で満了となる同条約の改訂交渉を提起してきたのに対して、日本政府がそれに応じ、両国の間に交渉が進んでいた最中のことであった。永井はそのような中国の措置に対して「国際信義に対する反逆であると共に新政府の自殺的行為[33]」であると非難し、「自己の生存権を主張する者は、又他の生存権をみとめなくてはならぬ。……支那の革命政府が其の革命の完成を欲するの余り、濫りに他国民の権益を蹂躙して顧みざるが如き態度に出づるならば、吾々は断乎として其の横暴を責めなければならぬ[34]」と、反省を促した。もっとも、この文章の底意は田中外交の失策を追及することにあったが、中国側からの「反逆」により永井の対中態度が硬化の兆しを見せ始めたことを見逃してはならない。

張作霖爆殺事件がきっかけとなって田中内閣は総辞職し、代わって民政党の浜口内閣が成立した。無産政党までもがそろってその進歩性を認めた浜口内閣[35]で幣原が再び外相をつとめることになり、永井は外交の正常化を喜んだ。当時懸案となっていたロンドン軍縮会議に際して、永井はその会議の重要性を次のように述べていた。「対支外交ノ建直シハ現内閣ノ一大使命ナルモ、右建直シニハ二様ノ意義アリ。一ハ支那其者ニ対スル外交ノ刷新ニシテ、二ハ列国ノ日本ニ対スル誤解並ニ反感ヲ一掃シ日本ノ世界的背景ヲ新タニシ支那ニ臨ムニ在リ。……此時ニ当リ軍縮会議ヲ機トシテ日本ノ世界列国ニ対スル精神ノ公明正大ナルヲ宣明シ、列国ヲシテ日本ノ真友タラシムルコトハ、即チ日本ノ支那ニ対スル威望ヲ加フル所以ニシテ、対支外交刷新ノ最モ重要ナル部分ニ属ス[36]」と。永井はロンドン会議を対中外交の刷新の文脈で捉えていたのである。

ロンドン軍縮会議の成果について、莫大な軍事費を節減して「国民生活の安定」をはかることができるようになった[37]と賞賛した永井は、世界不況が広がる中、「世界共存共栄」の外交を主唱する。それは、国内の不景気は国民能力の総動員に依って

解決しなければならないのと同様に、「世界十八億の人類を総動員して、一人残らず戦後の財界建直しの為めに、協力せしむる大理想に依て行はるる外交」を意味していた(38)。中国に対してもそうした理想に従う外交の建直しが勧められた。結局、大恐慌による世界の変化に感応しながらも、永井はどちらかというと、協調的な外交路線を維持しようとしていた。そのことは満州事変が起こる直前までに関しても指摘できることであった。

満州事変が勃発する直前の一九三一年八月に書かれた文章は満州事変を前後とする永井の対中態度の変化を考察するのに格好の素材であると思われる。彼はまず満蒙における国際関係が複雑化した経緯を説明し、特に中国側の変化による紛争の先鋭化に注目する。つまり、「凡そ日本のみならず諸外国に対する支那の態度は、ベルサイユ会議並にワシントン会議を画期として、その後著るしき変化を示している。即ち世界戦争後全世界を通じて勃興したる民族自決の風潮は支那に波及し、支那に於ても亦独立自主の新国家を建設せんとする国民運動が台頭すると共に、その必然の勢として支那全国到る所に極端なる国権回収運動や過激なる排外運動を発生した。満蒙に於ける日支両国間の各種懸案も主としてこの国民運動を背景として起り来った一波乱と見るべきものが多い(39)」と、その問題の根源について述べた。引きつづき、しかし、中国側の要求はしばしば不当なことであったと次のように批判する。

「ワシントン会議の当時列国が支那の自主権を尊重し、新国家建設運動に協力せんことを約束したのは、決して無条件ではなかつた。……然るに最近支那の為す所は他を責むるのみに急にして己れを責むるを知らざる傾向がある。仮令外国と正式に締結した条約と雖ども、自国に不利益なるものは何等対手国の同意を求むるの手段に出づることなく、擅まに自主権を名として、これを廃棄せんとし、又自ら支那の利益なりとすることは、仮令条約上の義務に反し対手国より抗議を受くるも、これを顧りみずしてその欲する所を遂行するが如きは、真に独立自主の国家として、その負ふべき責任を理解したるものの態度と云ふことは出来ない(40)」。

このように厳しく中国の態度を批判しながらも、依然として中国のナショナリズムには一定の理解を示している。つまり、日本はできるだけ中国の「新国家建設運動」に対して援助をすべきであって、それを理解せず「力を以て強硬に支那を圧迫さへすれば一切の懸案を解決し得る」と考えるのは間違いであると指摘する(41)。しかし他方、「満蒙に於ける我既得の権益は、云ふまでもなく我国の存立上特殊の重大意義を存する。満蒙に於

ける平和の確保と我権益の擁護とは日本国民の生存権そのものである」[42]と、満蒙において日本の持つ排他的な特殊権益が再三強調される。

ところが、中国側の不当な要求は別にして、未だに日本の満蒙地域への進出を憚る傾向が存在するのは日本の満蒙政策に欠陥があったからであると分析する。その欠陥の第一は、満蒙経営に関する各種の機関の不統一である。第二は政策上の問題として、従来の満蒙政策論には「日本独尊主義」と「満鉄独尊主義」の二大欠陥があったと指摘する。その内、「日本独尊主義」については、「満蒙における日支両国の関係は形式に於ては主客の関係である。支那は主人であつて、日本はその客である。主人の利害、感情、希望を無視して客がその欲望を恣にせんとすれば、衝突は必然である」と述べ[43]、後者の「満鉄独尊主義」についても、「支那がその富源を独断すべからざる如く、日本もまた之を独占すべきでない」[44]と説いた。その上、要するに「日支両国民の共存共栄」を主眼とする満蒙政策への改善を呼び掛けたのである。

以上が満州事変の勃発直前の一九三一年八月における永井の日中関係観であった。永井は中国ナショナリズムに一定の理解を持ちつづけながらも、日本の既得権益を害するような行動には断乎とした態度を見せていた。しかし、にもかかわらず、この時点において彼は満蒙政策の改善を通じて日中間の協力関係を一層のものとすることを主張していたのである。では、その直後に起きた満州事変に彼はどのような反応を示したのか。

第三章　一九三〇年代

一、大恐慌と満州事変に際して

二〇年代後半、永井は社会政策の不十分な実現と、普選以後も解消されない議会政治の欠陥にますます追い詰められていた。彼自身明言してはいないが、一〇年代から力説していた労働組合法が第五十九議会においてついに審議未了で不成立となったのは、彼の閉塞感により拍車をかけたのではないかと思われる。しかも、当時は世界大恐慌の波がいよいよ日本にも襲いかかってきた時であった。その時期に満州事変が起こったのである。この大恐慌と満州事変の勃発が永井の思考に大きな影響を与えたのは疑いのないことである[1]。では、永井はこの二つの出来事をどのように受け止めたのか。

前にも述べたように、満州事変の起こる直前までも永井は満

兼経営の改善を通じた日中協力を力説していた。ところが、一九三一年九月十八日、関東軍の挑発により満州事変が起きると、永井は当時一般にいわれていたのと同様に「支那兵が遼寧省柳条溝の我が鉄道線路を爆破した」のが満州事変の原因であるという見解を示し、さらに満州事変の遠因について次のように述べた。「鉄道爆破よりも更に重大なる権益侵害が最近数年に亘たりて満州各地に行はれ、たとひ柳条溝の鉄道爆破なかりとするも、晩かれ早かれ日支兵の衝突を惹起するが如き機運を促進しつつありし」[2]と。つまり、そもそも日本の「生命線」満蒙における日本の権益への侵害はいつでも軍事衝突を起こすべき蓋然性を有していたことを強調している。つづいて、最近、満州より日本の勢力を駆逐しようとする中国側の計画が著しくその実現性を発揮することになった結果、「在満邦人は生命財産の安全を失ふに至つたのみでなく、日本が日清日露の両大戦役を通じてその確保に努めたる東亜全局の平和もまた漸く脅威を感じ、日本としては紙上抗議から実力抗議に進むの外、他に正当防衛の道なきを痛感する状態となった」[3]と指摘する。したがって、満州事変は「満州の治安を蹂躙し満州に於ける日本の既得権益を強奪せんとする支那の計画的且暴力的侵略に対する日本の自衛的且一時的行動」[4]であると、関東軍の行動の正当性を強弁した。

さらに、十月八日にあった錦州攻撃についても永井は「最小限度の兵力を以て、最大限度の治安維持に任ぜざるべからざる我が軍としては、まことにやむを得ざる措置」であったとし、「この単純なる自衛行為を以て侵略行為なるが如くに誤解」して騒ぐ国際連盟をかえって非難している[5]。また、満州各地に地方治安維持委員会が形成され統制力を持つようになったという説に対しても、「日本としては斯くの如き支那人の団体を過度に信頼することなく、日本の権益は飽までも日本自身の実力によつてこれを正当防衛する方針を固守し、支那政府がその非を悔悟して、日本の要求しつつある五ヶ条の基本原則を容認するまで、断じて徹兵すべきでない」[6]といって、日本の権益が保障されるまでには徹兵すべきではないと力説した。こうした永井の主張は当時の若槻内閣の満州事変への態度および対応に照応した形でのものであったが[7]、それにしても事態を武力的に解決することへの警戒を緩めず、「田中外交」を「出兵外交」と非難していたこれまでの彼の態度に照らして見ると、大変な転換と言わざるを得ない。ここにきて、彼の中国ナショナリズムに対する一定の共感はまったく日本の権益が侵害されない限りのものであったことが明らかになった。

永井は後年、満州事変に触れて、日本も「満州事変前までは西欧の個人主義思想並びに階級主義思想に侵略され、欧米依存の経済秩序に支配され、彼等の抑圧の下に呻吟しなければならなかった」、「満州事変は欧米諸国が支那を完全に支配するがために、先づその邪魔物と見なさるる日本を打倒せんとして、日本に対して加へ来つた直接間接の圧迫行為に対し、日本が敢然として起ち上つて、此の欧米的旧秩序を粉砕し、道義に基く新秩序を建設せんとした世界的重大事件」であると意義づけている。[8] この文章は一九四〇年代に入って書かれたものなので、当初とは若干批評の観点がずれているきらいがある。しかし、これらの内容を通じて、満州事変が彼の思考において大きな節目をなしていたことを確認するには差支えないであろう。

満州事変以後、永井の対外論は長年の反英米感情も手伝って、軍部の行動にほとんど口を挟むことなく、歪んでいく外交に対する批判はまったくといえるほど見当らない。彼は日本政府による満州国の承認と日本の国際連盟脱退についても毫も批判しない。そのことを、「皇道」に基づいて「全世界をして全人類のための世界たらしむる」日本の使命の一環として位置づけているのである。すなわち、「ベルサイユ会議の席上に人種平等案を掲げて孤軍奮闘したのも又最近満州三千万民衆の独立国家建設に協力し、其独立承認の為に、遂に国際連盟脱退を辞せざりしが如き事も凡て世界をして一人種又は一民族の野心の犠牲たらしむる事なく、全人類をして飢餓に泣くなからしめんとする皇道の大精神に発した」[9]ものであると述べた。ここにはベルサイユ会議における「人種平等案」の提出と満州国の「独立」の承認とが同意義のものとして並列されている。また、後年になって、日本の国際連盟脱退と関連して、そのような日本の措置はそれ以前より機能不全の状態にあった国際連盟を完全な崩壊に至らしめた、日本外交の「完全なる勝利」であったと評価している。[10] ベルサイユ会議以後提唱した自主独立外交が国際連盟の脱退によってようやく実現されたと思われたかもしれない。

さて、大恐慌の原因に関して永井は、「自由放任主義を生命とする経済組織の本質上に於ける欠陥に基づくこと大なるものある」と指摘すると同時に、他方においては「世界戦争の際に軍器軍需品を製造するが為めに、急激に膨張したる生産組織から起り来る生産過剰と、一時軍費を調達する必要に駆られて濫発せられた不換紙幣、並に其他の通貨の整理縮小を行ふが為めに、物価の急激なる下落が起り来つたといふこと」の二つが重大な原因であると分析した。[11] つまり、自由主義経済の欠陥を根

本的な原因として、その上に生産過剰と物価下落を直接的原因として大恐慌を捉えていた。

ところが、その後の論調の展開を見ると、永井は大恐慌とそれへの欧米諸国の対応を見まもる内に、ますます自由主義経済は破綻したと受け止めるようになった思われる。大恐慌を境とする世界情勢の変化を自由主義の破綻と捉えたのは、三〇年代における永井の政治論や行動を理解するのに重要なことである。次節で述べる改革論はまさに自由主義の限界をふまえた上での統制経済への転換およびそれに整合的な政治体制の模索といえる。永井は三〇年代を通じて機会あるたびに自由主義の欠陥を指摘する。もっとも二〇年代においても彼は、彼の思考の底流をなしている「一君万民」の理念に制約されて、しばしば国家価値を優先する論調を見せ、徹底したリベラリストとは言いがたい面を持っていた。だが、少なくとも二〇年代までには頻繁に「個性」「人生の自覚」などを口にしたり、一定の市民的自由を認めるなど、彼の内部において国家価値と個人価値との間に存在する緊張感はある程度維持されていたと考えられる。その緊張感が上記した二つの出来事によって決定的に崩れてきたのである。

永井は大恐慌の現状について次のように述べる。「ランカシアの没落は戦前世界の経済界を支配してゐた大英国資本主義の没落を指示した。米国に於ては世界の金の過半を独占してゐながら、洪水の如き失業大群に悩み、小麦、綿花の歴史的豊作を見たに拘らず、その飢餓の大群を眺めつつ、石炭代りに小麦を焚かねばならなかつた米国の産業再建も、今や命令的要求と見なければならぬ[12]」と。それはつまるところ資本主義経済の欠陥を露呈したことであった。大戦後、資本主義はその安定性を保たず、国内的には「私的企業の無能、社会的不安の増大、革新的気運の激化は国民経済の公益的統制とその再組織とを必要とすることを益々明白ならしめて」きた[13]。国際関係においても、今や世界は「国際経済の基礎を国際協調主義に立脚せしめざるべからずとする主張が高調せられてゐるにも拘らず、列国の形勢は益々高関税主義に傾倒しつつある。世界金本位制の空前の危機を抱いて、列国の経済的国際協調主義への実現は今や単なる理想に止まらんとしてゐる[14]」。そうした流れが具体化して顕現したのが経済ブロック化現象に他ならなかった。したがって、彼にいわせると「日本が東亜に一貫する経済的勢力を確立して、既成の四大勢力に対抗することは、大戦後の驚異的経済変革に備ふる自衛権の発動[15]」である。彼の三〇年代における政治行動や外交論の基本線は以上に見た彼の把握した世界の動向に沿っ

たものと理解してよいだろう。

この節を終える前に、永井の自由主義体制の欠陥について論じたものをまとめておきたい。彼の自由主義の欠陥についての指摘は諸所に散見されるが、近衛新体制への参画をはかる際にまとめて述べたものを紹介すると次のようである。[16] 彼のいう自由主義の欠陥は第一、「国家と個人とを不二一体のものと認めず、別々の存在となし、且国家は各個人の欲望を追求する自由を保障するが為に存在する機関であるが如き思想を有する結果、個人の行動が屢々国家の行動と矛盾する」。第二は、各個人がそれぞれその利益を追求するのと同様に、各階級もまた各々その利益を追求するが故に「各階層間の対立抗争も亦激烈となることを免れ」ない。第三は、「金権政治の発生に機会を与へ、それが国民思想の動揺に重大な刺激となる」。第四に、多数の政党が族生して党勢の拡張を争うため、政党の分立抗争を激成するか、多数政党の連携が行なわれ、いずれにしても内閣の短命は免れない、などがあげられている。以上を通してみると、国家の利益につながらない個人の利益追求の否定、社会内部の対立の否定、それらを通じた効率性の追求などが読み取れる。彼は以上の弊害を取り除く政治体制を近衛新体制に期待したわけであるが、では、自由主義の否定の上に唱えられた政治体制はどのようなものであったか、それが次の課題となってくる。

二、国家統制経済と「国家主義大衆党」

永井は一九三一年四月、浜口内閣の総辞職とともに外務政務次官をやめる。伝記にはそのことと関連して、「永井が一まず党に帰ったことは、永井に、政党政治の在り方を反省させるよい機会であった」[1]と書かれてあるが、永井の政党政治の現状についての問題意識はすでに述べたように二〇年代後半を通じて強まっていた次第である。

前節に述べた大恐慌と満州事変は、「新しき時代には新しき政治が起らねばならぬ」[2]と考える永井に「新しき時代」の到来を印象づけたのに相違ない。自由主義の破綻と国家存立の危機を意味したこの二つの出来事は、国内的にはただでさえ貧弱であった永井の個人の自由と権利への認識を最終的に封じこめ国家主義へ走らせたし、対外的にはその間やや抑制されていた反英米主義の剝出しの表出を再現させた。それは突然顕現したというより前章で見たように、二〇年代後半を通じてつのってきた国内外的な状況への閉塞感から徐々にすすんでいた傾向では

あったが、その傾向を決定的なものにしたのはやはり上記した二つの出来事であったと考えられる。

三谷太一郎氏はかつて「大正デモクラシーは昭和初期において自由主義の要素を切り落すことによって自由主義なき民主主義、すなわち全体主義へと変貌した」[3]と指摘した。永井の場合も自由主義の破綻を目のあたりにして「全体主義」へ走ってしまったが、その移行をスムーズに行なわせたのは他ならぬ「一君万民」の理念であったと思われる。なぜならば永井の思考の底辺を流れていた「一君万民」の社会像は「全体主義」に親近感をもつものであったと考えられるからである。このような彼の抱いていた社会像と、「社会問題」への関心を契機に政界入りした彼の問題意識との持続により、彼自身の内部においては自らの転換に大きな矛盾を感じずに済んだものと思われる。

三〇年代は永井が国務大臣を歴任した事情もあって、二〇年代に比べて資料が少ない。そのため一貫した輪郭を描くのに難点はあるが、三〇年代における永井の言説と政治行動を通じて抽出できる主張の要点は国家統制経済への転換と、それを通じて一体となる「大衆」を代表すべき「国家主義大衆党」の樹立の二点につきると思われる。二〇年代末、強まっていた社会や産業の組織化の発想はその後行方がはっきりしないが[4]、とりあえず統制経済の主張に取って代わられたのではないかと考えられる。なお、永井は実際の行動はともかく、最後まで「政党」の存在価値を認め、あくまでも政党を中核とした政治体制をつくろうとしたと思われる。しかし、それはナチスやファシスト党が模範となっている疑いが強く、そもそも自由主義の否定のうえに唱えられた政党政治は「討論と公開」を本質的な原理とする「議会主義」[5]とは程遠いものであった。では、以上を念頭において、三〇年代の永井の軌跡を追っていきたい。

満州事変の勃発後、国内には軍による十月事件が起こるなど、不穏な気運が強まっていた。若槻内閣は今度の議会の乗りきりの見通しが立たず、不安な状態に陥っている中、内務大臣の安達謙蔵による政民協力内閣運動[6]が表面化してきた。それは周知のように安達の主唱の下、民政党の富田幸次郎と政友会の久原房之助との間に連合内閣に関する覚書を交わすまで進んだが、ついに若槻と犬養の同意が得られず失敗した運動である。その結果、安達の閣議出席拒否により内閣は総辞職を余儀なくされ、若槻内閣に代わって犬養単独内閣が成立した。その後、安達は協力内閣運動に賛同した富田、中野正剛ら十人とともに脱党し、国民同盟を結成するに至る。

伝記によると、満州事変の勃発後――日付は不明だが――、

永井は若槻首相および安達内相に行政改革に関する進言を行なったという。その主な内容は、農林商工両省を合併して経済省とするなどの省の統廃合、軍政の一元化、拓務省の存続、社会省ないし労働省の新設などである。[7] これらはかねてからの永井の持論が具体化されたものである。しかも、この進言には省の統廃合を通じて政治運営の効率を高めようとする意図が窺える。しかし当時は満州事変の事後処理の問題で緊張が高まっていた時であって、政治改革のところではなかっただろう。それに安達はすでに協力内閣運動に乗り出していた。結局彼の進言にはなんらの反応も得られなかったようである。

その後、永井は前述の安達らの協力内閣運動に加担する。しかし、安達らの脱党には加わらず、そのまま民政党に残って幹事長に就任するようになる。永井の残留と関連して、中野正剛は「初め強がつて居つた人が妙なことを言ふ。妙なことを言つて帰つてしまう」[8]といったが、のちに永井自身が馬場恒吾に語ったところによると、永井は安達に「僕は若槻総理が一時はとても時局を担任し切れない、内閣を投げ出すと云ふ決心で居られると聞いたから、それならば全然反対党に政権を渡すよりは協力内閣がよいと思つて、それに賛成したのである。然るに其後、総理に逢つて見ると、総理は一命をかけても此時局を担任して議会に臨むと云ふ決心で居られる。総理が其決心で居られるならば、われわれ党員は総理を守つて、一路邁進の外はない。それが国家に尽くす所以である」[9]と説得をはかったという。これを通じてみる限り、永井の安達協力内閣運動への加担は一応「反対党に政権を渡すよりは協力内閣がよい」という理由によるものであるが、「非常時」に際して政治の効率性を考えはじめた永井が挙国一致内閣の必要性に賛同したことは疑いのないことと思われる。[10] なお、永井の民政党残留は、二〇年代を通じて既成政党の限界や社会政策の強力な推進を担う第三党の必要性をあれほど強調しながらも、自分自ら新政党をつくる意志はみせず、ついに民政党と袂別することなく今に至ったことを考えると、さして不思議なことではない。その点において、永井の行動を不思議がっていた中野とはよい対照をなしていた。

幹事長に就任してから五・一五事件後成立する斎藤挙国一致内閣に拓務大臣として入閣するまでの時期に、永井は頻繁に政党・政治改革について議論している。その要旨は前述した二点、すなわち民政党の「国家主義大衆党」への徹底した脱皮と国家統制経済への転換である。

永井は犬養内閣下での総選挙を控えて、同内閣の行なった金輸出再禁止の断行を、物価の騰貴を招き、財閥のみに利益とな

る措置であるという趣旨で批判する反面、それに対比して民政党の性格を鮮明にすることに努力する。彼は、民政党は「現下の危険なる状勢」に対して、一方では「常に国民思想正導の必要を力説」し、他方では「国家の指導統制及保護の下に我国に於ける産業及金融の合理的、経済的且社会的発達を促進し、資本力並に労働力の総動員によりて外国に対抗し得る生産力を起すと同時に、其収むる利益は出来得る限り之が公正なる分配を助長して全国民殊に中産以下の生活不安に貢献し得る社会機能を確立」しようとするといって[11]、民政党が国家統制経済を目指すことを明らかにした。その上さらに、民政党は「一切の階級闘争に超越し、常に国家的見地に立ちて、労資両階級の協力と生産者並に消費者の利益統制とを主眼として百般の政策を樹立し、全国民の人間的生存に必要なる社会環境並に国際環境の建設に全力を傾倒せんとする純正国家主義政党」[12]であるべきことが重ねて強調された。生産力の増大とその分配の公正をはかって無産階級の「生活不安」を解消するという目標は持続しているが、そのための手段が国家統制に変化しており、二〇年代末に登場した「国家主義大衆党」論はここに本格的に開花するようになった。

これらの議論は五・一五事件の一ヵ月前に書かれた「国家主義大衆党の檄」にくり返し登場する。その中で、世界情勢の変化を保護主義、ブロック経済への転換およびそれに伴う「国民主義経済の展開」「国家主義産業組織、国家主義政治組織の台頭」としてまとめた[13]永井は、そうした世界の大転換期に際して議会政治の対応能力に疑惑が生じてきたことを認める。しかし、彼にいわせると議会政治の能力への懐疑は「議会政治の機構、権能、運営に欠陥がある為のみでなく、議会を構成する現在の政党が国家主義大衆党としての実質を具備してゐない為」である[14]。したがって「議会政治の再建は国家主義大衆党としての政党の更生を前提」としなければならない[15]という。

こうして議会政治の改革の第一歩として政党の「国家主義大衆党」への徹底した脱皮を打ち出した永井は、その「国家主義大衆党」のあるべき姿について前述したのとほぼ同様の内容を述べた上、統制経済の意義について

「吾人は全国民の共存共栄を実現すべき最善の手段として、国家統制の下、全産業の合理化並に社会化を徹底せしめ、これに依つて生産の増大と、分配の公正とを確保せんと欲する。即ち、産業は原則として、之を民営に委すと雖も、国家これを統制し、一方に於てラージ・スケール・プロダクションを実現すると同時に、他方に於て労資両者間に於ける分配の公

正を実現し、且不労利得増大の原因となるべき独占的性質を有する産業は之を国家管理又は国家統制の下に置き、以て経済組織の非合理性並びに非社会性に発する階級闘争をその根底から防止せんとする。」(16)

と説明した。この内容は後年永井が第一次近衛内閣の逓信大臣として実現させた電力国家管理法の基本発想に他ならない。以上の「国家主義大衆党」論をすでに述べた二〇年代末の同論と比べると、「人民の権利自由の確保」という部分がどこともなく消え去っている反面、「資本専制主義の打破」が国家統制経済とはっきり具体化されており、全体的には「国家主義」一本化が進行していることがわかる。

以上、国家統制経済への転換を主眼とする「国家主義大衆党」の理念について察したが、この文章に限っていえば、議会政治への批判に対して何も直接に答えたものではない。永井は他のところで、ふたたび議会政治への批判問題を取り上げている。その中で永井は議会政治に対する批判を一応は肯定せざるを得ないとしながらも、「これを制度そのものの罪と断ずるは未だ早やい」(17)と弁護し、日本の政党政治はその歴史が浅いと喚起して次のように述べた。つまり「日本の政党が官僚と藩閥とに戦ひつつ、真に政党及び政党政治の形態を作りあげてからまだ日は浅いのである。否それよりも日本に真に政党と政党政治が確立したと称してよいかどうか、それすら厳密に云ふならば疑の存する所であらう。況んや日本の政党は官僚や藩閥と戦ひつつも、而も一方にはその悪い遺産の一部を受けついでゐる点がある」といって、日本の政党にはこれから新しい時代がはじまると展望した。(18)

議論の焦点は違うものの、日本に政党政治が定着していないという点においては蠟山政道も意見を同じくしていた。ここで、議会主義の危機に直面して、あくまでも議会主義の改造による適応能力の強化によってそれに対応しようとした(19)蠟山の三〇年代前半における議会政治論を少し見てみたいと思う。

斎藤内閣の成立による「非常時」の到来(20)以前において、蠟山は議会政治の行き詰まりは世界的現象であることを指摘し、特に日本における議会政治の行き詰まりの理由を次のように指摘する。それは第一、議会政治の精神に対する無理解、第二に議会の権能や機能が拡大強化されず民衆化されなかったこと、第三に無産階級の代表者たる無産政党の議会への進出がみられなかったことなどである。(21)しかし、彼が見るに、大衆の議会への信頼を低くしたもっとも根本的な原因は他ならぬ政党自身にあった。(22)つまり政党政治否定の原因は「政党の公党化」が十分進

まず、「党利党略あつて国家の進展に翼賛することを少しもしていない党人の行動」にあったのである。[23]

五・一五事件後、斎藤内閣が成立すると、蠟山は同内閣の存在理由は「政党内閣では到底できないことを敢行するにある」と、同内閣に「立憲的独裁」の機能を期待した。[24]そう言いながらも蠟山は「政党政治を一時中止して成立」した斎藤内閣には政党政治を復活させる特殊使命があることを強調した。[25]これを見ると、斎藤内閣期までは政党内閣への復帰がかなりの蓋然性持って見込まれていたようである。斎藤挙国内閣に対して支持を調達した政・民両党の思惑もまさにその辺にあって、とくに衆議院で三〇六議席という空前の多数を占めていた政友会としては次期の内閣が自分のところにたらい回されることを期待して動いていたのである。[26]しかしそのように政権欲に左右され動く政党の行動が蠟山の目には情けなく映った。彼は「政党政治家が我国の立憲政治は確立してゐたものと考え込んでゐたとすればそれは大きい錯覚」であると政党内閣の復活に楽観的な政党の態度を批判し、このままでは「益々大衆をして政党政治以外の政治的勢力にも信頼して今日の難局を切り抜けたいと云ふ気持を起せるばかりである」と警告した。[27]

このように現在議会政治はその変容を迫られていると認識した点において永井と蠟山は一致していた。ではそのような学者からの助言に対する政党政治家の対応はどうだったのか。ふたたび永井の議論にもどろう。

斎藤内閣に拓務大臣として初入閣した永井は一九三三年九月十九日の閣議で議会政治の改革に関する提言を行なった。彼は「議会政治の威信を確立するには、現に議会政治を以て社会上の欠陥を救済し、真に国民生活を安定し得るという生きたる証拠を、議会政治そのものによって国民に示すことである」[28]という見地から議会の構成と運用に改革を加えることを提言した。その主なものは議会の会期の延長、米国の大統領制を参考にした政府権限の拡大、ドイツの選挙区連合や職能代表制を参考とした選挙法の改正、それに両院間の意思疎通の円滑化のための制度改革などである。[29]これで満州事変勃発後の行政改革の建言につぐ二度目の制度改革の提案になるが、今度も反応は得られなかったようである。

このように永井は議会主義の擁護につとめるかと思うと、他方においてはますます「国家主義」「精神主義」への傾斜を強めていくし、軍部へも接近していく。

永井は、満州事変以来高唱されてきた「非常時」の淵源は実は第一次世界大戦に遡るという。つまり、大戦後の経済再建の

過程で、一方には国民の階級的分裂の現象が、他方にはこれを国民的乃至民族的に統一せんとする情勢が生じてきたが、それが国際関係の先鋭化にしたがって殊に後者の傾向が対外強硬政策をとる方向に傾いてきたと認識する。[30]その結果が現在の「非常時」の到来である。したがって、日本も今後はその情勢に対応して「特殊の階級や或は社会的集団の小さな利害の衝突を超えて国民的統一と国民的幸福へ」を「国民運動の目的」とすべきであると、[31]国家主義を強調した。

このような永井の国家主義への傾斜はしだいに「精神主義」的傾向をも強め「我観日本精神」という一文の中で一挙に「皇国」「皇道」を謳歌している。彼はいう。外国の政治史は「君臣の権力抗争史」であるのに対して、日本における皇室と国民の関係は「義は君臣にして、情は父子である。国民は万世一系の皇室を奉戴し何人も皇位を覬観するを許さず、一君万民の大義を以て国家の生命と為す」[32]。そして、日本に革命の行なわれない理由は「単に皇室が日本国民と云ふ一大華族の宗家たる事実のみでなく……(皇室に)明徳の存するため」[33]であるという。他にも「抑も皇国日本の世界に対する使命は皇道に則り、世界を再建設するにあり」[34]などといって右翼の慣用句を直截に並べたてていた。

次に、永井の軍部や「革新」官僚との関係に関することであるが、それについてはあまり明らかにされていない。だが、伝記によると「官僚や軍部関係者としばしば会談したことは事実であるが、当時は政治を推進するのに軍部・官僚を度外視することができない実情であった」[35]といって接触があったことを示唆しており、三〇年代における永井の政治的地位や思想傾向を考慮しても彼の軍部や「革新」官僚との接触は充分考えられることである。その事実が確認できる資料には斎藤内閣時、荒木陸相のブレイン役割を果たし、後に企画院総裁をつとめる鈴木貫一の日記があるが、そこには断片的にしろ当時軍部に永井がどのように見られたかがよく現われている。

その一九三三年九月二八日の日記には荒木陸相が二六日の閣議の様子を伝える場面が出てくる。摘記すると「国内不安一掃ノ事ヲ問題トナリタルニヨリ、此事ナラサレハ国防ノ責ヲ果スコト能ハスト迄テ極論シ置キタルニ在リ。其時大臣ニ同意シタルハ、内務〔後藤文夫〕、永井〔柳太郎〕ニシテ司法大臣〔小山松吉〕ハ不快ニ思ヒタルカ如シ」[36]。また、同年十月一日の日記には「小松及安藤来邸。此数日間各官僚ヲ訪ネ認識ヲ試ミタル結果ヲ報告シ、後藤、中島〔久万吉〕、永井ノミ多少認識ヲ有スルモ、其他ハ駄目ナリトノコトナリ」[37]と

あり、十一月三日には「夜大臣宅ニ於テ黒木氏立会ノ上ニテ大臣ノ決心ヲ促ス。イ、内閣ハ倒ルルモ意トセス陸軍ノ考ヲ貫徹スルニ努ム。……ハ、後藤、永井、中島等ヲシテ論述セシム」[38]とある。これらを見ると、永井は軍部に自分たちの時局認識と近い認識をもっている人物として見做されていたことがわかる。

その他に斎藤内閣期において永井の鈴木との個人的な面談は二回あった。その内、一九三四年一月三一日の日記には「彼（永井―引用者）ノ見ル所大体可ナルモ万一ノ場合ニ対スル認識ハ充分ナラス。……彼ハ先ツ政治ノ参謀本部様ノモノヲ作ルヲ力説ス。小生ハ、一大総合調査機関ヲ設ケ之レヲ将来ノ議会ト為スノ用意ヲ必要トスル旨述ヘタルニ、彼ハ同意セリ」[39]と記されている。永井の考えていた「政治の参謀本部」というのが「国家主義大衆党」と一致するものかどうかは明言しがたいが、それが鈴木の考えている「一大総合調査機関」と置き換えられるものとして考えられていたことと、議会の将来的な解消に永井がうなずいていることに注目しておきたい。永井は鈴木の考えに同意を表していたが、「今日ノ急務ハ先ツ政党ヲ打破スルニ存ス」[40]という立場にあった鈴木にとって既成政党の大物の永井は充分な同志とは認められなかったろう。

さて、拓務大臣は永井に適合的な役職であった。在任期間中、満州にはすでに満州国がつくられ、主に満鉄と関東軍を中心として満州経営が行なわれるようになっていたので、拓務省がどれほど満州経営にリーダーシップをとったかは疑問であるが、それとは別に永井の拓務方針を見ると、一〇年代における彼の主張の基本線が引きつがれていることがわかる。とくに満鉄や東拓に対して特許会社としての自覚を求めたことは依然として生きていた。日本の植民地および満州との関係の基本方針を「共存共栄」「一君万民の大義」の実現[41]に置いた彼は、当時満州国の樹立とともにますます重要性を増してきた満州経営と関連して、第六十四議会において満鉄の硫安生産計画に関する質問に次のように答弁した。つまり、その計画は当初から「農村ニ対シテ、出来ルダケ貢献ヲシタイ」というのが動機であると前提し、「満鉄ガ単ニ営利本位デ硫安ノ価格ヲ騰貴セシムルガ如キコトノナイ」ように監督することを表明した[42]。また同議会の貴族院においても「今日満鉄ハ決シテ満鉄ニ利益ヲ壟断スルト云フヤウナ精神ハナク、全ク国家ノ機関トシテ満鉄ノ富源ノ開発ノ衝ニ当ルト云フ責任ヲ自覚シテ、非常ニ奮闘シテ呉レテ居ル」[43]と述べているのを見ると、永井が一〇年代に批判していた自社営利主義への警戒をゆるめていないことが読み取れる。

なお、満州国の樹立とともに活発化してきた満州移民へ力を入れたことはいうまでもない。

斎藤内閣の辞職とともに拓務大臣をやめた永井は一九三七年六月に成立する第一次近衛内閣にふたたび逓信大臣として入閣するまで、従来の政党改造の主張をつづける一方、政民連携運動や近衛新党運動にかかわっていく。この時期の永井の行動は資料上もっとも不明なところであるが、前後の文脈から考えあわせると、従来民政党の改造の理念として掲げていた「国家主義大衆党」が新党への展望としてすり替えられていくのではないかと推測される。

第二次若槻内閣末期における安達の協力内閣運動は失敗におわったが、その後も両党の連携を求める動きはくすぶりつつ存在していて、一九三三年十月頃からは再び表出してきた。永井は政民連携運動と関連して表面には出てこなかったが、富田、頼母木等と連携の方法、目標等について協議を重ねるかたわら、政友会の秋田清、望月圭介、鳩山一郎とも意見の交換を行なっていたという。(44) その際、彼が表明した連携運動に対する立場はいうまでもなく政党連携の緊要性を認めるものであったが、その中で彼は連携の目標と関連して「聯繋の目標として伝えられている議会政治の擁護は暫くこれを是とするも、両党は更に進んで議会政治の運用の基本となるべき重要国策に関する聯繋を敢行するをもって本質とす」(45) といって、国策連携を強調していた。

さて、政民連携運動が決裂していく一九三五年に書かれた文章にはこの時点においての永井の政党および政党政治と関連して注目すべき記述が見られる。まず、永井は政党の存在について、

「群衆は党派の組織によって、始めて混沌たる集団より組織あり統制あり、且討論決議の能力ある政治的存在となり得るのである。従て党派は群衆が行動能力者たらんがために、自然的に発生する必至的組織である。……故に政党は人民中に存在する総ての活力を発現せしめ、総ての利害を代表して主張せしめ、これに由つて以つて国家全体の健全なる意思表示を確保すべき手段である。」(46)

と述べ、政党の存在理由および価値は自明であると念を押した。その上で議会政治への批判の声に対しては「議会が階級的及職能的利害関係に超越して真に国家的見地に立ちて大政の方嚮を決する公論の府となるやう議会政治を再建設しなくてはならぬ」(47) と、議会政治の改革の方向を提示した。以上の議論の構造だけを見ると、二〇年代における議会政治への擁護と類似し

ているように見える。しかし、その中身は、意見や利害の相違に基づいて政党の発生の必然性が導き出され、その上コーポラティスティクな議会への改革が唱えられていた二〇年代のそれに比べると、随分異なっていることがわかるだろう。こうなってくると、「一切の概念的闘争、一切の階級的闘争に超越」して、「明瞭に国家的立場に立つて、日本の全産業、日本の全国民生活を大胆大規模に整理統制する為めに、強大なる政治勢力を獲得せんとする画一的なる目的をもち、その目的の下に奮進する積極政党」[48]であるべき「国家主義大衆党」は、彼の主観的な意図とは離れて民政党の改造理念に止まらず、全体主義的な「一国一党」に近いものになっていく。また、それによる政党政治とはもはや議会主義の原理からは程遠いものであることが明らかであろう。

二・二六事件により日本の政治は穏健的路線への復帰の可能性から決定的に遮断されるようになった。岡田内閣についで成立した広田内閣の下で復活した軍部大臣現役制はその象徴的な措置といえよう。[49]従来より軍部の考え方に共感を持っていた永井は、五・一五、二・二六事件のような不祥事が起こったのは「遺憾に耐えない」と言いながらも、そのような不祥事のくり返しをさけるためには粛軍のみに努めるのではなく、「庶政一新」を断行してそのような不祥事が起こる禍根を一掃しなければならないという見解を披瀝した。[50]その「庶政一新」の内容として述べられているのは、要するに議会・行政改革と経済構造の改革、すなわち従来の持論の「国家主義大衆党」と国家統制経済である。その内容はくり返しになるので省いて、行政改革と関連して強調した「指導精神」について少し触れたい。以前にも永井は時々「指導精神」に触れたことがあるが、ここにはその「指導精神」とはヒトラーやムッソリーニの「指導者原理」からの影響であることがはっきり示唆されている。

「ムッソリーニやヒトラーの如き大改革家でも、彼等を以て十八世紀時代の国民生活に没交渉なる専制政治家と同一視するのは大いなる誤解であつて、彼等はいづれも国民と共に生活の苦難を体験しその体験を基礎として国家再建の指導精神を確立し、その指導精神によつて政党を組織し、政党を通じて国民大衆の諒解と協力とを求めつつ国民革命を大成せんとするのであつて、彼等もまた真剣なる政党政治家――大衆政治家である。彼等の内閣が強力内閣である所以はここに存するのである。[51]」

ヒトラーやムッソリーニを「政党政治家」と名付けているのはこの時期における永井の政党政治家としての位相を逆に示して

くれるのではないかと思われる。

上記の「庶政一新」の二点の要目は二・二六事件以後の永井の政治行動を裏付けており、前者は近衛新体制へ、後者は電力国家管理法の成立へとつながっていく。また、党内においても永井は二・二六事件を前後として自分の勢力を形成し[52]、次期総裁候補と噂される程の地位を確保していた。

永井は一九三六年十二月から三七年一月にかけて荻窪の有馬頼寧邸で開かれたいわゆる「荻窪会談」に参加している。この会談は三〇年代後半を通じて何回も企図され、ついに近衛新体制に結実する近衛かつぎ運動の第一弾といえる会合であった。あつまった人物は有馬、永井をはじめ、林銑十郎、結城豊太郎、後藤文夫、小原直、中島知久平、山崎達之輔の八人であった。この会合が成立するまでの経緯については、有馬の日記に「東京日日新聞政治部記者今尾［登］君一日来訪、新党の件につき意見開進あり。同氏は政友会に出入する関係上中島氏より新党運動の事に関し聞くところあり、余に斡旋の労を取らんことを薦む[53]」と記されている。また、近衛が原田熊雄に語ったところによると、「自分を擔ぐ連中――たとへば中島知久平とか永井柳太郎とかいふやうな連中が有馬の所に頼みに行つて、今度は林大将を擔ぐ運動をしてゐる。近く有馬伯の家で中島知久平、永井柳太郎等とか、或は後藤文夫とかいつたやうな連中と林大将とが会つて、政党に対する軍部の希望を述べるさうである[54]」ともある。

これらを見る限り「荻窪会談」の推進において中島や永井等の政党側のイニシアティブが感じられるが、一方既存研究の指摘どおり、林銑十郎に代表される陸軍中堅層や石原莞爾グループが深く関連していた[55]ことを考え合わせると、永井らと軍部との水面下での接触を推測することができる。

その会合の結論は「新党樹立であり、しかも絶対条件として近衛公の出馬を促す[56]」ことであったが、周知のように近衛の拒絶により有名無実に終わってしまった。この出来事を通じて、二・二六以後この会合に加わるまでの間に永井は新党への関心を持ち、それも既成政党をあげての新党を目指していたことがいえよう。

「荻窪会談」が行なわれていた三七年一月は政友会の浜田国松と寺内寿一陸相との間の「腹切り問答」がきっかけとなって広田内閣が瓦解し、宇垣に組閣の大命がくだされたが陸軍内部の反対にあい、組閣が難航していた時であった。ついに宇垣内閣は流産に終わり、かわって林内閣の成立を見た。有馬が「荻窪会談」は林内閣の組閣のための準備工作であったと推測して

いたように[57]、林内閣の組閣にはその会談に参加した人物がほとんど入閣交渉の対象となった。しかし、政党排斥の方針をとる組閣本部の交渉に永井は「現在幹事長の要職にありながら党籍を離脱して入閣するやうなことは全く政党員として自殺的の行動である[58]」との理由で拒絶したが、実は、地元の「青年党」の中心人物であった市川潔に送った手紙によると、自分が党をはなれて入閣すると、党と新内閣との間に不和を呼び起こし林内閣に害を与えて、終局的には国家改造に支障を招来することを憂慮したからだという[59]。永井とともに入閣をことわった中島、有馬の三人はともに次期の第一次近衛内閣に入閣する。

第一次近衛内閣に逓信大臣として入閣した永井は自分の抱負を「日満間の交通、通信連絡の完成」と表明すると同時に、第七十議会に提出され未成立のままくすぶっていた電力国家管理案と関連して、「業界に衝動を与へないで本来の目的を達成し得る最善の政策を速かに決定したい」と自分の決意を明らかにした[60]。

電力統制の問題は二〇年代の慢性不況のもと、電力会社の間に需要市場争奪の激しい競争が繰り広げられる中で浮き彫りにされてきた問題である。それが大恐慌を経ながら一般化された資本主義体制への批判、自由経済の否定の思想、その裏返しとしての経済統制への要請[61]を背景としてより現実的なイッシュとなってきたのである。電力国営は永井の三〇年代を通じての持論であった統制経済の主張に格好の懸案であった。永井が逓信大臣として起用されたのも彼の普段からのそのような思想に負うところが大きかったと思われる。ここでは電力国家管理法案の内容や成立過程についての詳しい説明は省いて、ただ永井の電力国営に関する見解を中心に見ていきたい。

近衛内閣に入閣する前、永井は民政党主催のある演説会において当時懸案となっていた電力国営問題を念頭においたような発言を行なっている。「今や日本国民の経済組織は全面に亙つて自由主義の対立抗争を清算し、国家の指導、統制、管理の下、真に全国民が共存共栄し得るやう再組織されなければならない」と説いた永井は、しかしあくまでも「統制」と「国営」とは区別すべきであって、国営には反対だという立場を取っていた[62]。なぜなら国営化すると国民経済は単調になり「各個人の独創性に充分の機会を与へ、其最高能率を発揮せしむることが出来ない」ので、結局は「国家の生産力は減退を免かれない」からだという[63]。このように永井は生産力の減退を理由に産業の国営には反対の立場を堅持していたが、実際電力国家管理案は国営と変わらないものであった。

入閣後永井は七月十五日、大和田悌二電気局長に「電力政策の指標」というものを手渡した。その内容は次のようである。

一、国家総動員計画並に準戦時体制の産業五ヵ年計画の目的に対応するに適当なる内容を具備せしむる事。
一、その目標を国営に置く事。
一、事業の運営、資金の調達等経営の全面に亘り実現上の円滑を期し、且つ努めて計数上の根拠を整備する事。
一、国家統制の大目的に影響なき限り、議会その他の摩擦を少なからしむる方法を講ずる事。
一、電力政策確立に必要なる事項は、各省関係事項と雖もこの際全体主義の建前により同時解決の方法を講ずる事。(64)

永井は電力政策の目標を「国営」に置き、さらに「国家総動員計画」あるいは「準戦時体制」づくりの一環として位置づけている。「豊富で低廉なる電力」の供給を看板としていた電力国家管理は、実は戦時体制づくりの重要な柱となる「国家総動員」とワンセットとなって考えられていたのである。

関連三法案とともに「電力管理法案」が提出された第七十三議会の衆議院において永井は同法案の提案理由を次のように説明している。「……電力事業ハ斯ノ如キ、広汎ナル公共性ト、其供給ニ関シテハ特有ノ独占性トヲ有スルモノデアリマスガ故ニ、電力資源ノ開発竝ニ其供給ニ関スルコトハ、単ニ営利的若クハ私経済的観点ヨリノ決定ニ委スベキデナク、国防上、国民経済上、且ツ国民生活上ノ諸要求ニ応ジ得ルヤウ、国家的、公共的見地ニ立チテ適切ノ計画ヲ樹立スルコトガ即チ電力国策ノ真精神デナクテハナラヌト信ジマス」(65)と。以前からいわれてきた電力の「公共性」にならんで「国家的」見地が強調されているのはやはり戦時体制を念頭に置いていたためと考えられる。

議会での質問の主なものは、国家管理に伴う技術的なものを除けば、同法案が所有権の否定につながるのではないか、又その思想が他の産業にも広がるのではないかなど、資本主義の否定への危惧を表すことであった。その所有権の侵害への疑念に対して永井は衆議院において「憲法ニ於キマシテモ国民ノ所有権ヲ保障セラレテ居リマスルガ、公益ノ趣旨ニ基イテ之ヲ国家ガ収用スルト云フコトハ、已ムヲ得ナイコトトシテ特別ノ但書ガ添ヘラレテアリマスル通リ、此管理法ニ於キマスル強制出資ハ、公益ニ基ク為ノ強制出資デゴザイマシテ、丁度現官土地収用法ト同様ナル性質ヲ持ツテ居ルモノト考ヘル」(66)と答えた。同趣旨のことが貴族院においては「私共ノ生命モ、私共ノ財産モ、総テ皇室カラノ御預リモノデアルト云フヤウニ考ヘテ居リマス、……従ッテ若シ国家ノ為ニ必要デアレバ……必要ト思

召サレル時ガ来レバ、憲法ニ従ッテ生命モ犠牲トスベキデアリ、財産モ制限サルベキモノデアルト考ヘマス……全体私共ハ公益ハ私益ニ先タツノデアルト思ヒマス、国家ノ要求ハ個人ノ要求ニ優先スルト考ヘテ居リマス」[67]と述べられている。ここでは公益のための私益の犠牲の正当性が強調されているが、その公益の根拠は「国家」であり、公益の判断の主体が「皇室」となっていることを見のがしてはならない。

同法案は若干の修正が加えられ、衆貴両院を通過し正式に成立した。その修正によって、もとの意図より政府管理の範囲が狭まれるようになったが、とはいえ電力国家管理法の成立により永井の統制経済の持論は政策として実現されたのである。

さて、戦争の終決をめざす政府の努力はついに実らず、日中戦争は長期化の兆しを深めていった。それに対応して国内的には戦時体制にはいり、経済はますます統制を強めていくかたわら、政治の面でも統制のききやすい政治体制の模索を余儀なくされた。そこでくすぶっていた近衛新党運動[68]は次第に再燃してきた。最初は頑固にことわっていた近衛も自ら新党をつくる意思を表明するにいたる。

近衛が首相の座にあった一九三八年において図られた二回の新党樹立の企図がうやむやにおわった後、近衛新党運動が再興するのは一九四〇年に入ってのことである。近衛側近の風見章、有馬が中心となって推進した新党組織の動きはやがて五月二六日新党樹立の覚書を作成するまでに具体化した。そして近衛が枢密院の議長職を辞任すると同時に新体制運動は一挙に開始した。

伝記によると、永井は新体制に反対の町田総裁との不和のため、長いあいだ新体制運動の表面にその姿を見せておらず、はじめて表面に出たのは同年七月十八日民政党の新体制運動支持派による有志代議士会においてである[69]。近衛の新党組織の声明があった後、各政党が次々と解党したが、民政党は主流派の反対で解散がおくれていた。ここにあせった永井派四十名はやがて七月二五日民政党を脱党し「新体制促進倶楽部」を結成、まもなく「新体制促進同志会」に合流した。

八月八日東京会館で開かれた懇親会で永井は代表演説を行なった。その中で永井は、新政治体制は「国防、政治、経済、文化の各分野を網羅して、天皇を中心に一元的且有機的の国民協力体制を結成せんことを目標とする」[70]ものと規定した。つまり、永井にとって「新体制」とは「一君万民」の直截な形での具現であったのである。永井はつづけて「その指導的、計画的役割を務むるものは党部又は指導部」でなければならないと指摘し、

その「党部又は指導部」の位相について、次のように具体的に述べている。

「党部又は指導部は、政府と国民との中間に在って、一方、政府の国策決定に対して国民の正しい意思を政府に反映せしめ、他方、政府と合体して国民の政治的指導の任務を掌る。故に党部又は指導部と政府との関係は、表裏一体を為すものであって、従来の政党が政府と対立しつつ唯戦時なるが為に支援を惜まないという程度の薄弱なる抱合でなく、政府の国民的支柱となって、政府それ自体の国政上における指導力、推進力を強化せんとする歴史的役割を担任するのである。党部又は指導部は、広く国民各層の指導分子及び革新分子を吸収し、之を中核として結成さるべきは勿論であるが新政治体制の確立を目的とする各種法令の制定により、既成勢力の旧地盤の完全なる再編成を見るまでは、当分其初歩的且実際的段階として世界観並び国家観を同じうする現存議会内の革新勢力と、議会外の革新勢力との同志的団結が其の中核として政府と協力すべき地位に立つことが妥当でないかと思う。」(71)

ここにいう「党部又は指導部」はかつて永井が鈴木貞一に述べた「政治の参謀本部」の具体化のように思われる。それを「党部又は指導部」と表現したのは、上記の役割を果たすものなら、必ずしも政党でなくともよいというニュアンスをただよわせているが、反面、「党部」が入っているのは、永井が依然として「党」にこだわっていることを意味しもする。ところが、いざふたをあけてみると、それは最初の計画とはずいぶん異なる「大政翼賛会」という公共結社にすぎなかった。しかし、永井はその事実に対してまったく追随的であった。彼は大政翼賛会が政党の形を取らない理由を、「一国一党」は「我国の国体と相容れないものになる危険がある」からであると釈明した。(72) これによりそうでなくとも形骸化していた永井の「政党」への固執は最終的に解体した。

三、東亜経済ブロックの建設

前述したように満州事変を契機に永井の対外観は急激に硬化していく。満州事変を日中両国の協力をはかろうとする日本に対する中国の背信によるものと見る永井は、日本軍の中国侵略行為はもちろん容認ずみで、満州事変をめぐって外交的な圧力をかけてくる西洋列強、とくに英米に対して敵対感情を一気に噴出している。それは国際関係がワシントン体制により小康を得た一九二〇年代においては沈んでいた永井の潜在的な白色人

種、より正確にいえば英米帝国主義への反感が制御装置の機能不全とともに再び顕現してきたことを意味する。

永井の三〇年代における対外論は国内政治経済体制の改革を論じる時と同様に、世界情勢の認識がその下地をなしているが、それは他ならぬ世界のブロック経済化であった。保護政策、大国中心のブロック経済化が進む中、満州事変、国際連盟脱退へとますます深まっていく日本の孤立化を目のあたりにして、永井は日本も自給自足の東亜経済ブロックの形成に進むべきことを訴える。それはなにも永井の独創ではなく、軍部をはじめとした支配エリートおよび識者の間に共有していた意識でもあった。ただ、永井の場合、依然として経済ブロックという経済的な観点を中心として中国問題を考えていたことを指摘しておきたい。なお、後述するように、永井は三〇年代を通じてどんどん展開していく高度国防国家論に伴うあらゆる修飾的な議論を自分の中に取り入れていく。

永井はまず、当時懸案となっていた満州問題にコミットして日満の協力を、次いで陸軍の北支工作を境に「日満支経済ブロック」の建設を主張していく。満州事変後「日本国民の全世界に於ける生活権確立」を外交理想[1]と打ち出した永井には、世界は今「インタナショナリズム」から「ナショナリズム」へ動きだし、すでに四大経済ブロック、すなわち大英帝国圏、アメリカ大陸圏、フランス中心のヨーロッパ圏、そしてソビエト圏が形成されつつあるという認識があった[2]。そうした認識をより詳しく斎藤内閣の拓務大臣に就任した後の文章から摘記すると次のようである。

「国際経済界の趨勢は、各国競うて自国産業の保護のために関税引上げ、輸入割当等の貿易擁護手段をとり、自国を中心としてその経済勢力のおよぶ範囲において所謂経済ブロックの建設に汲々たる現状である。まさに、経済国民主義時代を現出したるの観がある。……かくの如き情勢に対応して、わが国民生活の基礎を確立するがためには、勢いわが国もまた内外地を通じ平戦両時にわたり、真に有無相通ずる方針の下にその経済国策を樹立することが急務である[3]。」

そのような世界の「大勢」のなかで日本が「東亜に一貫する経済勢力を確立して、既成の四大勢力に対抗」することは「自衛権の発動」に他ならない[4]。したがって彼にいわせると日本の満州への「進出」は「日本国民的生存権」の問題と見るべきであった[5]。なお、「東亜ブロック経済」の確立は国内の統制経済への改革の延長としても位置づけられ、日本は東亜ブロック機構を設置して「日本並びに日本と経済同盟の関係にある地域の

資源、資本、技術及労力を総動員して国家の指導統制及保護の下に生産の増大、分配の公正」をはかり、それをもって「国家更生の大本」となすべきことが唱えられた。(6)

一方、拓務大臣として永井は貴族院において植民地の教育方針に関する答弁で、植民政策の根本を各国の特異性より亜細亜の有している共通性に置くという意思を表明している。つまり、彼は、「我国ノ精神指導ノ大本ハ、内地ニ於テモ外地ニ於テモ教育勅語ニ存スルコトハ申上ゲル迄モナイ」と前置きした上、そのためには植民政策に対して「教育勅語ノ御精神ヲ十分ニ理解サセル」とともに、「日本ノ国民精神 …… 日本ノ国民ノ真実性、偉大性ト云フモノニ対シテ十分ナル理解ヲ有タセル」ことに努力する方針を明らかにした。(7) また、「亜細亜人」は「共通ノ特異性」を持っているので、「其間ノ文化的、精神的ノ亜細亜独特ノ特異性ヲ擁護イタシマシテ之ヲ発展セシムル為ニハ、内地外地共ニ亜細亜ニ属スル者ハ一層協力スル必要ガアルト云フコトヲモ、十分徹底セシムル」ように努力することをも合わせて闡明した。(8) 各民族の「個性」を尊重し、自治主義を以て植民地支配に臨むべきだといった二〇年代の主張とは打って変わったものと言わざるをえない。また、この発言はアジアの共通性を強調することにより東亜ブロック構築の地ならしをはかったものと見てよいだろう。

同じく貴族院の答弁において永井は満州との経済関係について、日満両国の「相互扶助ノ経済関係ヲ確立スル」ことに基礎を置いて政策の研究をしていると述べた後、特に「出来ルダケ非常ノ場合ニ於キマシテ、十分日満両国ノ間ニ於ケル産業ニ依ッテ自給自足ノ方針ヲ立テル」ことができるように政策を進めていることを明らかにした。(9) つまり、満州との間に「自給自足」の経済ブロックの構築を目指していることをはっきりしたのである。

このように日満の経済協力にさしあたりの課題を求めた「東亜経済ブロック」論は、次第に「日満支ブロック」へとその範囲を拡大していく一方、満州をめぐる国際紛争の深化につれて永井の英米への反感も悪化の一途をたどっていく。なお、これらの展開のテコとなっているのが「皇道」およびそれに根拠づけられた日本の「使命」感であった。前節ですでに触れたように、「抑も皇国日本の世界に対する使命は皇道に則り、世界を再建設するに在り」と言い出した永井は同文章の最後を「斯くして全国民の衆智衆力を総動員し、万世一系の皇室を奉戴して皇国日本の世界的使命を遂行し、以て我皇室が大宇宙の本体である至高至大なる神霊の顕現であることを …… 全人類に知ら

しめ且信ぜしむることが日本精神の真髄であることを確信する」[10]と結んでいる。日本の「使命」が強調されているのは二〇年代と一向に変わっていないとしても、その根拠が以前には被抑圧国の中のもっとも先進的な日本に求められていたのに対して、ここでは「皇道」となっている。この変化は、論理的な次元で考えると、はなはだ矮小化されたものと言わざるをえない。

陸軍の北支分離工作の追認過程で永井は「日満支ブロック」を主張するようになる。永井は「北支工作」の動機をこれまでくり返し強調してきた国際的な保護主義の強化に求めた。その上さらに一歩すすんで、北支分離工作は、「支那人」に帝国主義の侵略より脱出して真に国家存立の大本を確立する道は日本との軍事同盟経済同盟を締結して共存共栄の新関係を組織するにあることを自覚させるのを通じて、「日満支三大国の団結」を固くするのにその目的があると説いた[11]。

こうして北支分離工作を境に「日満支経済ブロック」を言いだし、その後もそれを訴えつづけていく[12]永井は、そうすることが白人種からアジアを解放する道につながるといって、ベルサイユ会議前後に盛んに訴えていた有色人種解放論をここに再び持ちだした。つまり彼は、日本は支那、満州を率いて共に「新興亜細亜」の建設に当って、対外的に「白人種の横暴を打倒し、白人種の為に虐げられて居る有色人種を解放し、世界を全人類の自由なる世界として国際正義を確立」云々と述べたのである[13]。

さて、日中戦争が勃発すると、永井は満州事変の時と同様に戦争の正当性を謳歌するのはもちろん、より積極的にその戦争を「義戦」と讃えていく。それが永井の「精神主義」への傾斜と軌を一にするものであったことはいうまでもない。彼は日中戦争の目的と、その動機の「公明正大」さを次のように述べている。

「今回の戦争の目的が東洋平和に対する日支共通の使命を無視して、支那より日本を駆逐せんとする南京政府を繞ぐる一切の排日抗日勢力を撃破し、新興アジア建設の理想を同じくする日支両国国民の精神的、実力的結合の上に、東洋永遠の平和を確立せんとするに在ることは明白なる事実でありまして、世界に戦争多しと雖も、今回の支那に対する我国の出兵の如くその動機の公明正大なるは希であると信じます[14]。」

それはいい換えれば、「東洋平和」のための日満支三国の「共存共栄」を実現することを拒否する南京政府の「反亜細亜、反独立の奴隷思想」を撲滅しようとする「亜細亜再建の義戦」であった[15]。このように戦争の性格を規定した上、国民の積極的な

参戦を扇動したのである。閣僚の地位にあってのパンフレットという点を勘案するとしても、二〇年代の彼の思想的な立場を思い出すと、おどろきの限りである。しかし、それはすでに満州事変によって確認された、日本の権益が侵害される時は「自衛権」を発動して武力行使も辞せぬという永井の基本態度の端的な現われにすぎなかった。

日中戦争の進行とともに外国の日本への批判は高まり、それに対する永井の反応はその激しさを増していく。彼は再度保護主義の高まりや欧米の経済ブロック化の現状を想起させ、その中で「世界の門戸解放を要求し、空しく壟断死蔵せられたる土地及び資源の総動員を実現」させるか、それとも「東亜の天地に自給自足の経済ブロックを建設して国家存立の基礎を強化」するかの二者択一に迫られている日本は、世界の経済ブロック化の現状を前にして後者の道に進まざるをえないと抗弁した。(16) しかも「日本民族がアジア大陸に於ける未開発の大富源を基礎としてそこに日満支三ヶ国の共存共栄を目標とする新協同体を確立せんとするは正に東亜民族の正当防衛権の発動」(17)であると言って、東亜ブロックの建設は日本のみならずアジア民族全体の利益にかかわる問題のように、その正当化の範囲を広げている。ここでは「新協同体」「東亜民族」などの言葉から窺えるように、いわゆる「東亜協同体」論がいつのまにか永井の思考の中に滑り込んでいることがわかる。

ところで、本来の「東亜協同体」論によれば、「協同の第一義的要件は経済でなく政治力」、つまり国と国との政治的、「原理的」な結合が第一義的な重要性をもち、その上で「全体の企画」によって個別的な経済の配分が行なわれるべきことを唱える。(18) その意味において、日本の経済主義的な従来の対支態度には誤謬があったとさえ指摘される。(19) これらに照らして永井の議論を見ると、永井は「アジア大陸に於ける未開発の大富源を基礎」として、その上に「新協同体」を構築すると述べていて、両者間のずれをみせている。このように、永井の経済を中心として対外関係を考える態度は初期の「植民問題」へのアプローチ以来一貫していたのである。

日本の「正当防衛」の行為を非難し、中国を支援する英米に対する永井の敵対感は強まる一方であった。彼は米国のルーズヴェルト大統領に向けて、「同じ事を英米両国が行へば自衛権の発動となし日本が行へばこれを侵略なりとして攻撃するが如きは、何たる矛盾撞着であるか」(20)と反問する。彼は、世界が現在「重大なる国際的危局」に直面しているのは、主として国際間における「現状維持と現状打破」の二大主張の衝突に起因す

ると指摘する。[21] その現状維持派とはいうまでもなく英米を、現状打破派は日本、ドイツ、イタリアを意味している。永井は引き続き、もし現状維持派の英米が真に国際正義の上に世界を再建し全人類の共存共栄を実現しようとするならば、英米両国がそれぞれ自分の「共栄圏」を建設しつつあるように、「アジア民族をして又アジアの広大なる富源の上にその共栄圏を建設せしめ」、そうした後に「共栄圏相互の間において尚且つ欠乏するものに関し、有無相通ずるの途を開き、長短相補ふの方法を講ずることが人類共存の要求に合致した方策」ではないかと説得を図っている。[22] つまり、将来的に世界の経済ブロック間の貿易をめざし、その下準備として日本の東亜ブロックの構築を傍観してくれということである。

後に彼は前述した世界の「現状維持」派と「現状打破」派をそれぞれ「帝国主義」と「大地域主義」と特徴づけて、次のように説明している。

「帝国主義の外交政策は申上げるまでもなく、地理的にも、人類的にも、又文化的にも異種である所の弱小民族を権力に依つて制圧して、その制圧国の利益の為に之を搾取することを目的とするのであります。大地域主義の外交政策は地理的にも人種的にも、又文化的にも同種であり且同質である所の隣接諸民族を一体として高度協同生活圏を建設し、其の高度協同生活圏に於ける諸民族の協力に依つて総合的新文化を創造せんとするのでありますから、両者は其の外観に於いては類似して居るけれども其の本質に於ては全然異つて居るのであります。[23]」

もっとも「地域主義」という概念は満州事変勃発後、蠟山政道が満州問題の解決の方向を普遍的国際主義と国家主義との「中間」にもとめ、それを「地域主義」と呼んだことに端を発しているが、それは当時ナチス・ドイツから導入された地政学の論理によって基礎づけられ、やがて日中戦争勃発以後の日本の大陸進出を正当化する新しい政治的イデオロギーに成長してきたものである。[24] 蠟山に即して見ると、日中戦争勃発以後の「地域主義」は世界の「新秩序」を基礎づける原理として、つまり独伊を中心とする「欧州新秩序」および日本中心の「東亜新秩序」で作られる「地域的協同体を根幹とする世界新秩序」の構想の基礎となっていくのである。[25] 永井の「大地域主義」もそれと軌を同じくするものであった。

さて、永井の英米への反感はついに両国の民主主義に対してまで及んでいる。彼は、英米両国は民主主義を標榜し、それによって世界を「再建」することを宣伝しているが、英米の民主

主義は実は「政党の党費ならびに選挙費を負担する少数財閥の金権主義」に他ならない。しかも、これらの「少数財閥の世界経済に対する支配権獲得の運動」がすなわち「弱小国家に対する侵略」となるわけなので、結局、英米の民主主義の主張は欺瞞にすぎないと皮肉ったのである。[26] これは日米開戦の約一ヵ月前の発言であった。やがて日本の真珠湾攻撃があった翌日、永井は放送を通じて「英米両国の侵略主義と、……我が日本の皇道主義とは其の本質に於て到底両立し能はざるものであるが故に、何れの日にか衝突を免かれざるべしと信じて居た」[27]と表明した。こうして日米戦争は「侵略主義」と「皇道主義」との運命的衝突というふうにその性格が集約されてしまった。その続きはあえてここの紙面をかりなくても想像に難くないだろう。

むすび

以上で、永井の二〇年代から三〇年代にわたる思想と行動の軌跡をたどってきた。

「社会問題」と「植民問題」への克明な問題意識をもち、「一君万民」の理念を抱いて政界入りした永井は、国内的には持論の社会政策の他に、普選論、議会・政党改革などのデモクラティックな主張を展開し、対外的には日本の生存権の保護と英米への対抗上、中国との提携を強めることを主張した。国内改革の諸主張は第一次世界大戦後活発になってきた労働・農民運動を背景にしたもので、階級分裂の状況を如何に統合するかが焦慮の的であった。

二〇年代前半を通じて社会統合のための制度的な改革を模索していた永井は、社会政策の不振と普選の実施後も解消されない階級対立の状況、それに中国における民族主義運動の拡大による日本の権益への脅威の増大により、二〇年代末、次第に追い詰められていった。その時に世界大恐慌の波が日本にも押しよせ、満州事変が勃発したのである。自由主義の破綻と国家存立の危機を意味したこの二つの出来事は永井の思想に大きな影響を与えたと見られる。三〇年代に入って永井の口から社会政策云々の言葉は消え、その代わりに国家統制経済への転換を主張し、議会改革に関しては二〇年代末から唱えはじめた既成政党の「国家主義大衆党」への脱皮の主張が本格的に展開されていく。対外的には世界のブロック経済化の傾向に促され、かつ満州国の樹立という状況を前に東亜経済ブロックの建設を訴えていく。満州事変以後英米への敵対感が露骨化していったのは

いうまでもない。

では、この二〇年代のデモクラティックな主張から三〇年代の全体主義的な主張への転回をどう考えればよいのか。その問題と関連して、最初に挙げなければならないのは国際情勢の変化が与えた影響である。すでに指摘した通り、大恐慌と満州事変を境に世界情勢は急変し、その状況変化を自由主義の破綻として受け止めた永井は非常時への対応として三〇年代の諸主張を行なったのである。政治家として、また「大勢」に敏感だった永井がこのような対応をみせたこと自体はさしておかしいことではないかもしれない。だが、危機に際して、より多様な選択肢を考慮することなく、たえず「大勢」に追随する立場を取ったのは永井の政治的想像力の貧弱さを現わすことと言わざるをえない。

第二に指摘すべきのは自由主義の問題である。そもそも「有機体論」的な社会観を基礎とする「一君万民」の世界は自由主義とは相克の関係にある。永井に見られる根強い国家優位の発想やその裏返しとしての自由主義の脆弱はそこに淵源すると思われる。ところが、少なくとも二〇年代においては、永井の内部で「一君万民」の枠が容すぎりぎりの線まで「個」の価値を認めようとする格闘が起こっていたと思われる。ついに自由主義の破綻を意味する世界情勢の変化を前に、永井は自由主義的要素をきっぱり切り落としてしまったが、その国家価値と個人価値との間にわずかでありながらも緊張関係を保たせたことに「大正デモクラシー」の意味を見ることができるのではないかと思われる。

第三に、永井の主張の転回において、イタリアの「ファシズム」がかなりの程度意識されていたことは否めないことと考えられる。二〇年代の早い時期から永井が「ファシスト」に注目し、それも肯定的に評価していたことはすでに述べた。また、同時代の馬場恒吾が「統制経済の政治的表現はファシズムであつて伊太利はそれを実行せんとする」[1]と述べたのに照らして見ると、永井の「国家主義大衆党」と国家統制経済の主張はまさにイタリアの体制の二つの柱に他ならなかった。ただ、ここで一つ注意すべきのは永井のもっていた「ファシズム」のイメージである。彼はまず、労働問題の解決という点に注目し、同体制のもつ反動性にはほとんど注意を払わなかった。つまり、永井は、ヒトラーやムッソリーニは「其の重大なる政策は常にこれを数万、十数万の大衆へ訴へ、其の熱烈なる支持を受けつつ実行する」[2]と述べ、いわば「大衆」の参加と支持を基盤とする体制として「ファシズム」を理解していたのである。ここには

「一君万民」を媒介とした「ファシズム」の転釈が行なわれていたといえよう。その点において、永井と、同じく三〇年代において「ファシズム」をモデルに新体制を造り上げようとした他の「革新派」との間にはその「ファシズム」のイメージにおいてずれがあったのではないかと思われる。

ところで、二〇年代と三〇年代とで異質的な主張を展開したにもかかわらず、永井本人の内部には連続しているものが存在していた。それは他ならぬ「社会問題」の是正および大衆全体の政治参加を基礎とした「一君万民」の社会、つまり特権階級のない水平で平等な社会の実現という理念の持続である。その意味において、既存の研究が指摘している通り[3]、永井には具体的な政治の形態はさして問題にならなかったのであろう。

永井の持続的な側面を現わすいま一つの要素は、彼が一貫して政党政治を擁護していた点である。しかし、すでに述べたように、三〇年代に入っての彼の政党政治の主張は次第に議会主義とはかけはなれて骨抜きのものに変質していき――二・二六事件前後を境に、その以前までは既存の議会政治と新しい政治体制の模索との間で動揺していた――、近衛新党運動にかかわる時点からははっきりと「一国一党」の形態をみせていた。それにもかかわらず、永井が「ファシスト」党の存在をもって政党政治を言い張り、最後まで既成政党を離れることなく、「政党」を中心とする体制を考えていたことは永井の政治行動の特徴の一つであったと言わねばならない。

以上の永井についての考察から明らかになったように、政党政治、「大正デモクラシー」は軍部や「革新」官僚によってのみならず、その内部の政党からもその崩壊が促進された側面がある。つまり、永井は政党政治を擁護しながらも、「非常時」への対応とはいえ、そもそも議会主義への否定の上に成り立つはずの「ファシズム」をめざすことにより、自ら政党政治の内部から自分の首をしめていく結果を招来したのである。

注

第二章　三、

（1）「支那の治乱は日本の治乱なり（其一）」『対支外交論』（公民同盟出版部、一九一五年）四九頁。

（2）最初の中国旅行で「同文同種」に疑いが生じたことは、彼の日中関係への思索に多かれ少なかれ影響したのではないかと考えられる。旅行の感想の中で永井は「支那人は其種族的系統に於て、東洋的と言ふよりも寧ろ西洋的

であると云わねばならぬ。さうすれば日本人が是迄の如く唯同文同種であるからと云ふやうな理由で支那人を提携に誘はんと欲しても、学問の進歩は何時しかさう云ふ空理空論を基礎とする外交を破壊するに相違ない。……同文同種と云ふことを唯一の武器であると心得て居る外交は其根底を失ふではあるまいか」と述べている（「支那大観（其二）」『新日本』六―一、一九一六年一月、二四頁）。

（3）同右、五一―五二頁。

（4）「汎亜米利加主義の暴を排す」『東方時論』四―十（一九一九年）五七頁。

（5）同右、五七頁。

（6）「日支共同武装的産業論（其一）」『新日本』六―七（一九一六年七月）一八頁。

（7）前掲「国家主義と国際主義は矛盾せず」六〇頁。

（8）同右、六一頁。

（9）「生きんがための戦争より生きんがための平和へ」『中央公論』一九二二年八月号、一二六頁。

（10）同右、一一九頁。

（11）「第一義に生くる者は強し」『中央公論』一九二一年八月号、一〇二頁。

（12）前掲「生きんがための戦争より生きんがための平和へ」一一九頁。

（13）永井はベルサイユ会議で山東問題が取り上げられた時、それは一九一五年の条約ですでに決定された既成の事実であるという立場を表明していた（前掲「戦時及戦後の欧米見たまま」三一一頁）。

（14）坂野潤治「政党政治と中国政策―一九一九～一九二六年―」『年報近代日本研究二―近代日本と東アジア』（山川出版社、一九八〇年）九九頁参照。

（15）前掲「生きんがための戦争より生きんがための平和へ」一二〇頁。

（16）「自主独立の対支外交―大正十二年三月十五日の衆議院に於ける対支外交の攻撃演説」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第一集、八六―八七頁。

（17）同右、九一頁。

（18）同右、一〇〇頁。第四十七臨時議会においても、「今日本が国際に於て孤立致して居りまするのは、強大国に対しますれば正義と不義とを問わず之に盲従し、小弱国に対すれば正義と不義とを問わず其要求を拒絶すると云ふが如き外交の多年行はれて居つたと云ふことが今日世界の侮りを受ける根本となつて居るのである」と難詰している（「正義人道何くにか在る―大正十二年十二月十五日大震災の直後の臨時議会に於ける質問演説」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第一集、一六七頁）。

（19）酒井哲哉「『英米協調』と『日中提携』」『年報近代日本研究十一―協調政策の限界』（山川出版社、一九八九年）

第一節参照。永井の「日支提携」論はおおむね外務省内部のそれと軌を一にしている。

(20)「民衆立国―大正十三年十一月金沢市尾山座に於ける政府党としての最初の報告演説」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第一集、二九三頁。

(21)「外交は国民思想の反射」『憲政公論』五―二（一九二五年二月）四六―四七頁。

(22)「幣原外交の本領」『中央公論』一九二七年三月号、九二頁。

(23) 同右、九五頁。

(24) 前掲「民衆立国」二九七頁。

(25) 同右、二九九頁。

(26)「廃墟の中より生れ出づる新文化―大正十二年十一月二十八日金沢市公会堂に於ける大震災記念講演」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第一集、一九五―一九六頁。

(27)「新興勢力の台頭を祝して―大正十四年十一月一日金沢市に於ける日本海青年党聯盟発会式に於て」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第二集、四〇頁。

(28) 同右、四一頁。

(29)「民政党の対外見地より―昭和二年五月五日衆議院における田中内閣の対支外交に対する質問演説」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第二集、一七三―一七四頁。

(30)「黎明の亜細亜と之に処するの途（上）」『民政』一―二（一九二七年七月）一五頁。

(31)「自ら侮る勿れ」『中央公論』一九二八年九月号、五六頁。

(32) 坂野潤治、前掲「政党政治と中国政策」参照。

(33)「通商条約の廃棄と支那」『民政』二―八（一九二八年八月）一〇頁。

(34) 同右、一一―一二頁。

(35) 山室建徳「政党内閣期の合法無産政党」『社会科学研究』三八―二（一九八六年）二三頁。

(36)「永井柳太郎氏の幣原全権意見」（伊沢多喜男関係文書所収）伊藤隆『昭和初期政治史研究』（東京大学出版会、一九六九年）九一―九二頁。

(37)「幣原外交の根本方針と倫敦条約」『民政』四―九（一九三〇年九月）三〇頁。

(38) 同右、二七頁。

(39)「満蒙経営は日支の共同責任」『民政』五―八（一九三一年八月）一二頁。

(40) 同右、一二頁。

(41) 同右、一一頁。

(42) 同右、一一頁。

(43) 同右、一五頁。

(44) 同右、一五―一六頁。こうした永井の見解は当時の宇垣一成の考えと非常な一致を見せている。一九三一年八月三〇日付の日記に宇垣は次のように書いている。「日本

の対満蒙政策は、根本に於て誤りている。対満蒙政策遂行の中心として満鉄に依ることは敢えて不可ならざるも満鉄万能の遣り口は誤りている。……夫れに加ふる満鉄其者は唯我独尊的の気持で支那の土地で支那人を顧客として商売して居るの根本を忘れて居るのではないかと迄に疑はるるの態度である。……満鉄万能、唯我独利の二大欠陥を矯正するにあらざれば日本の対満蒙の発展は健全なるものとは成り得ない」（『宇垣一成日記』二、みすず書房、一九七〇年、八〇八頁）。永井と宇垣との関係については永井の伝記に「宇垣は朝鮮総督時代から永井と親しかった」（三五二頁）、「（永井は）宇垣とは思想上、政治上、幾つもの共通点をもっていた」（三五三頁）などと記されている。

第三章　一、

（1）満州事変後の日本知識人の反応については、三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」同『大正デモクラシー論』（中央公論社、一九七四年）参照。

（2）「満州事変に関する外交批判」『民政』五―十二（一九三一年十二月）六頁。

（3）同右、六頁。

（4）同右、六頁。

（5）同右、八頁。

（6）同右、一六頁。

（7）臼井勝美「満州事変と幣原外交」『筑波法政』一（一九七八年）参照。

（8）「興亜運動の指導精神」『興亜論集―世界を先駆する日本』（昭文閣、一九四二年）一四頁。

（9）「我観日本精神」『民政』八―一一（一九三四年十一月）三二頁。

（10）「天と与に起ち、天と与に戦ひ、天と与に勝つ―昭和十六年九月十五日満州国承認第九年記念講演」前掲『興亜論集―世界を先駆する日本』一六八頁。

（11）前掲「幣原外交の根本方針と倫敦条約」二六頁。

（12）「国家主義大衆党の檄」前掲『我の信念と体験』二八一頁。

（13）同右、二八二頁。

（14）同右、二八一頁。

（15）同右、二八三頁。

（16）「戦時下に於ける新政治体制とその指導精神」前掲『興亜論集―世界を先駆する日本』二三四―二三九頁による。

第三章　二、

（1）前掲『永井柳太郎』二八六頁。

（2）前掲「社会共存の倫理と臨時議会」七三頁。
（3）三谷、前掲『大正デモクラシー論』二九一頁。
（4）この点と関連しては永井と地元の「青年党」との関係が一つの鍵となると考えられる。石川県立憲青年党のその後の行方は、一部は実業同志会へ、一部は無産政党の方へながれていったが、二〇年代後半にいくと大勢として民政党への入党がすすんで、ほぼ解体の状態になったと見られる。そのことと関連して『石川県史』では「この選挙（一九三〇年二月二〇日に行なわれた第十七回総選挙―引用者）を契機に、『内閣支持』『地元振興』の民政党・民政党系の末端組織がさらにすすんだ。また、立憲青年党への合流も一そうすすみ、県立青年党では幹事長津田寿以下党員の大半が『中央と連絡のない地方政党は変態的である』として民政党に入党した」（前掲『石川県史』現代編一、一二六頁）と伝えている。永井自身も後年、青年党を回想して「（一五年普通選挙法が成立すると）青年たちは次第に既成の勢力に懐柔され、或は酒を知り、或は女に誘ほれ、今日では彼等の大多数は最早当年の理想もなく、熱情もなく却て滅ぼされる階級となつてしまつた」（「農村の青年に訴ふ」前掲『私の信念と体験』一二二頁）と指摘して、「青年党」への失望の念を隠さなかった。このように、「青年党」の解体によって、永井の下からの奮起による変革への期待は切られたのではないかと推測される。
（5）カール・シュミット、稲葉素之訳『現代議会主義の精神史的地位』（みすず書房、一九七二年）四頁。
（6）政民協力内閣運動については、坂野潤治「『憲政常道』と『協力内閣』」『年報近代日本研究六―政党内閣の成立と崩壊』（山川出版社、一九八四年）参照。
（7）前掲『永井柳太郎』二九三―二九四頁。
（8）猪俣敬太郎『中野正剛』（吉川弘文館、一九六〇年）一四一頁。
（9）馬場恒吾「永井柳太郎論」『中央公論』一九三二年十一月号、五八頁。
（10）永井はかつて第一次世界大戦中に挙国一致内閣に賛同の意思を示していた。挙国一致には「専制的挙国一致」と「自治的挙国一致」との二種があるとする彼は、「若し英仏諸国に見るが如き自治的挙国一致内閣成り、各党各派私心を去て国防及び外交を議するを得ば国家の幸之に過ぐるあらんや」と、後者の挙国一致に賛成を表した（「時事評論直言―二種の挙国一致」『新日本』七―七、一九一七年、一六頁）。
（11）「国民生活を蹂躙する犬養内閣」『民政』六―一一（一九三二年一月）一四頁。
（12）同右、一四頁。
（13）「国家主義大衆党の檄」（一九三二年四月十六日、声明）

前掲『私の信念と体験』二八三頁。
(14) 同右、二八四頁。
(15) 同右、二八四頁。
(16) 同右、二八六頁。
(17) 「国家非常時に直面して」『中央公論』一九三三年一月号、四六頁。
(18) 同右、四七頁。
(19) 松沢弘陽「民主社会主義の人びと—蠟山政道ほか—」思想の科学研究会編『共同研究転向』下（平凡社、一九六二年）二五四頁。
(20) 蠟山は政府要路にいる人々が「非常時」という言葉を使うようになったのは五・一五事件以後犬養内閣が崩壊し、斎藤内閣が成立してからのことであると指摘し、その意味において「非常時」というのは「従来憲政の常道と思はれてゐた多数党政治が停頓し、直接には政党に関係なき首相の下に内閣が組織されたことを意味する」と分析した（「非常時下の政治を顧みて」前掲『日本政治動向論』四九六—四九七頁）。
(21) 蠟山「議会政治は何処へ行く」（一九三一年）前掲『日本政治動向論』三三六—三三七頁。
(22) 蠟山、前掲「非常時下の政治を顧みて」四九七頁。
(23) 蠟山『議会・政党・選挙』（日本評論社、一九三五年）五一頁。
(24) 蠟山「我国に於ける立憲的独裁への動向」（一九三二年七月）前掲『日本政治動向論』四七五頁。
(25) 蠟山、前掲「非常時下の政治を顧みて」五〇一頁。
(26) 斎藤内閣期の政友会については、佐々木隆「挙国一致内閣期の政党—立憲政友会と斎藤内閣—」『史学雑誌』八六—九（一九七七年九月）参照。
(27) 蠟山、前掲「非常時下の政治を顧みて」四九七—四九八頁。
(28) 前掲『永井柳太郎』三三三頁。
(29) 同右、三三四頁。
(30) 「国家非常時に直面して」『中央公論』一九三三年一月号、四四頁。
(31) 同右、四六頁。
(32) 「我観日本精神」『民政』八—十一（一九三四年十一月）二九頁。
(33) 同右、三一頁。
(34) 同右、三一頁。
(35) 前掲『永井柳太郎』四五七頁。
(36) 「鈴木貞一日記—昭和八年」（伊藤隆・佐々木隆、史料紹介）『史学雑誌』八七—一（一九七八年一月）六九頁。
(37) 同右、七二頁。
(38) 同右、八一頁。
(39) 「鈴木貞一日記—昭和九年」『史学雑誌』八七—四（一

九七八年四月）六一頁。

(40) 一九三三年十月四日条（同右、七四頁）。同年十月九日条には「現状打開及之レカ為先既成政党打破ニハ意見一致ス」（同右、七六頁）とある。

(41) 一九三三年一月二六日の発言（『帝国議会衆議院議事速記録』五九、東京大学出版会、一九八三年、八八頁）および一九三四年一月二四日の発言（『同右』六一、東京大学出版会、一九八四年、二九頁）。

(42) 一九三三年一月二六日の発言（『同右』五九、九四頁）。

(43) 一九三三年二月三日の発言（『帝国議会貴族院議事速記録』五九、東京大学出版会、一九八三年、七五頁）。

(44) 前掲『永井柳太郎』三三七頁。

(45) 一九三四年十一月二十日表明、前掲『永井柳太郎』三三八頁。

(46)「政党再建の秋」『民政』九―一（一九三五年一月）五頁。

(47)「国策樹立の指導精神」『民政』九―六（一九三五年六月）四頁。

(48) 前掲「政党再建の秋」六頁。

(49) 軍部大臣現役得復活の意味とその後の政治状況についての最近の研究として加藤陽子「再検討・軍部大臣現役規定復活問題―陸軍中堅層と二・二六事件後の政治―」『史学雑誌』九九―九（一九九〇年九月）参照。

(50)「二・二六事件以後」前掲『私の信念と体験』二六六頁。

(51) 同右、二七四頁。

(52) 加藤、前掲論文、一七―一八頁。なお、同時期に政友会の中には中島派が形成される。

(53) 一九三七年二月四日の自由日記、伊藤隆「昭和十三年近衛新党問題」同『昭和期の政治』（山川出版社、一九八三年）三九頁。

(54) 一九三六年十二月十二日条、『西園寺公と政局』第五巻、二一〇頁。

(55) G. M. Berger, op. cit., p. 108. 又、加藤の前掲論文も、中島の役割を大いに認める一方、林参加の意味を取り上げ「林の参加の裏に、中堅層および石原のバックアップがあった」と強調した（二〇頁）。

(56) 有馬頼寧、前掲『政界道中記』一一八頁。

(57) 同右、一一八頁、一一九頁。

(58)『東京朝日新聞』一九三七年二月二日。

(59) Minichiello, op. cit., pp. 97－9.

(60)『東京朝日新聞』一九三七年六月五日。

(61) 中村陸英「概説：一九三七―五四年」同編『日本経済史七―「計画化」と「民主化」』（岩波書店、一九八九年）九頁。

(62)「日本の再建の指導精神―昭和十二年二月十一日東京日比谷公会堂に於ける立憲民政党主催の政治演説」『永井柳太郎氏興亜雄弁集』（大日本皇道奉賛会、一九四四年）一

八一頁。

(63) 同右、一八二頁。
(64) 前掲『永井柳太郎』三七〇頁。
(65) 同右、三七五―三七六頁。
(66) 一九三八年一月二六日の発言、『帝国議会衆議院議事速記録』七十（東京大学出版会、一九八四年）九六頁。
(67) 一九三八年三月九日の発言、『帝国議会衆議院議事速記録』六四（東京大学出版会、一九八四年）一四〇頁。
(68) 近衛新党運動に関しては、前掲の伊藤隆「昭和十三年近衛新党問題」および『近衛新党体制―大政翼賛会への道』（中公新書、一九八三年）参照。
(69) 前掲『永井柳太郎』四四三―四四五頁。
(70) 同右、四五一頁。
(71) 同右、四五二頁。
(72) 「戦時下に於ける新政治体制とその指導精神」前掲『興亜論集―世界に先駆する日本』二四四頁。この文章は一九四〇年五月二日、日本外交協会においての講演と記されているが、文章の中に「大政翼賛会」が登場することから見て、日付にあやまりがあるのではないかと思われる。しかし永井の大政翼賛会への態度をうかがうのには差支えないと思われる。

第三章　三、

(1) 「国民生活再建に向て進軍せよ」『民政』六―三（一九三二年三月）七頁。
(2) 前掲「国家主義大衆党の檄」二八三頁。
(3) 前掲『永井柳太郎』三一九頁。
(4) 同右、二八三頁。
(5) 同右、二八八頁。
(6) 同右、二八七―二八八頁。
(7) 『帝国議会貴族院議事速記録』五九（東京大学出版会、一九八三年）一五頁（第六十四議会、一九三三年一月一二日、貴族院における答弁）。
(8) 同右、一五頁。
(9) 前掲『帝国議会貴族院議事速記録』五九、七四頁（一九三三年二月三日、貴族院における答弁）。
(10) 前掲「我観日本精神」三三頁。
(11) 「昭和十年の回顧」『民政』十―一（一九三六年一月）一二頁、「新社会建設の大理想」『民政』十一―一（一九三七年一月）二三頁。
(12) 前掲「新社会建設の大理想」二三頁、「林内閣の退陣を要求する」『民政』十一―五（一九三七年五月）一二頁など。
(13) 前掲「新社会建設の大理想」二六頁。

(14)『アジア再建の義戦』（国民精神総動員中央連盟、一九三七年十一月）一―二頁。
(15) 同右、四頁。
(16)「日本は世界再建の推進力たれ」『民政』十二―十二（一九三八年十二月）一九頁。
(17) 同右、二〇頁。
(18) 杉原正己『東亜協同体の原理』（モダン日本社、一九三九年）二三九―二四〇頁。
(19) 同右、二四一頁。
(20)「ルーズヴェルト大統領に問ふ（第一）」（一九三九年七月）前掲『興亜論集―世界を先駆する日本』四八頁。
(21) 同右、五一頁。
(22)「再びルーズヴェルト大統領に問ふ（第二）」前掲『興亜論集―世界を先駆する日本』六七―六八頁。
(23) 前掲「戦時下に於ける新政治体制とその指導精神」二三〇頁。
(24) 三谷太一郎、前掲「国際環境の変動と日本の知識人」二三九頁。
(25) 同右、二五四頁。
(26)「興亜に先駆すべき青年の使命―昭和十六年十月三十日官私大学学生連盟主催『興亜学徒の夕』の演説」前掲『興亜論集―世界を先駆する日本』一四七頁。
(27)「宣戦の大詔を拝して―昭和十六年十二月九日A・Kより放送」前掲『興亜論集―世界を先駆する日本』七九頁。

むすび

(1) 馬場恒吾「経済恐慌と議会政治」『議会政治論』（中央公論社、一九三三年）一一―一二頁。
(2) 前掲「ルーズヴェルト大統領に問ふ（第一）」五九頁。
(3) P. Duus, op. cit., p. 422. S. Minichiello, op. cit., p. 127.